

ダイワ／モルガン・スタンレー世界新興国株ファンド

追加型投信／海外／株式

※課税上は株式投資信託として取扱われます。

投資信託説明書(請求目論見書)

2021年1月14日

本文書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づき作成され、投資者の請求により交付される目論見書(請求目論見書)です。

本文書にかかる「ダイワ／モルガン・スタンレー世界新興国株ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を2021年1月13日に関東財務局長に提出しており、2021年1月14日にその届出の効力が生じております。

発行者名	大和アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	取締役社長 松下 浩一
本店の所在の場所	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当ありません。

大和アセットマネジメント

Daiwa Asset Management

第一部 証券情報

(1) ファンドの名称

ダイワ／モルガン・スタンレー世界新興国株ファンド

(2) 内国投資信託受益証券の形態等

追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付もありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(3) 発行（売出）価額の総額

1兆円を上限とします。

(4) 発行（売出）価格

1万口当たり取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）
電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の9:00～17:00）
- ・委託会社のホームページ
アドレス <https://www.daiwa-am.co.jp/>

(5) 申込手数料

① 販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、3.3%（税抜3.0%）となっています。具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）
電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の9:00～17:00）

② 申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が課されません。

③ 「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

(6) 申込単位

販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）
電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の 9:00～17:00）

(7) 申込期間

2021 年 1 月 14 日から 2021 年 4 月 14 日まで（継続申込期間）

(8) 申込取扱場所

委託会社にお問合わせ下さい。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）
電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の 9:00～17:00）
- ・委託会社のホームページ
アドレス <https://www.daiwa-am.co.jp/>

(9) 払込期日

受益権の取得申込者は、販売会社が定める期日（くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。）までに、取得申込代金（取得申込金額、申込手数料および申込手数料に対する消費税等に相当する金額の合計額をいいます。以下同じ。）を販売会社において支払うものとします。

販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

(10) 払込取扱場所

受益権の取得申込者は、取得申込代金を、申込取扱場所において支払うものとします。申込取扱場所については、前(8)をご参照下さい。

(11) 振替機関に関する事項

振替機関は下記のとおりです。
株式会社 証券保管振替機構

(12) その他

① 受益権の取得申込者は、申込取扱場所において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

② 韓国取引所、台湾証券取引所、インドの金融商品取引所、ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、サンパウロ証券取引所またはヨハネスブルグ証券取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を申込受付日とする受益権の取得および換金の申込みの受付は、行ないません。

申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

③ 委託会社の各営業日（※）の午後 2 時 30 分までに受付けた取得および換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日（※）の取扱いとなります。（※）前②の申込受付中止日を除きます。

④ 金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商

品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。)等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等)が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置をとった場合には、販売会社は、取得申込みの受付を中止することができるほか、すでに受付けた取得申込みを取消することができるものとします。

- ⑤ 当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。取扱い可能なコースについては、販売会社にお問合わせ下さい。なお、コース名は、販売会社により異なる場合があります。
- ⑥ 「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読替えるものとします(以下同じ。)
- ⑦ 取得申込金額に利息は付きません。
- ⑧ 振替受益権について
ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。
ファンドの分配金、償還金、一部解約金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

- ◆投資信託振替制度とは、
ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(1) ファンドの目的及び基本的性格

当ファンドは、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

商品分類	単位型投信・追加型投信	追加型投信
	投資対象地域	海外
	投資対象資産(収益の源泉)	株式
属性区分	投資対象資産	その他資産(投資信託証券(株式 一般))
	決算頻度	年1回
	投資対象地域	エマージング
	投資形態 為替ヘッジ	ファンド・オブ・ファンズ 為替ヘッジなし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注1) 商品分類の定義

- ・「追加型投信」…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド
- ・「海外」…目論見書または投資信託約款(以下「目論見書等」といいます。)において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「株式」…目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの

(注2) 属性区分の定義

- ・「その他資産」…組入れている資産
- ・「株式 一般」…大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのもの
- ・「年1回」…目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの
- ・「エマージング」…目論見書等において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「ファンド・オブ・ファンズ」…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズ
- ・「為替ヘッジなし」…目論見書等において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないもの

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国内	株式
追加型投信	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり ()
	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
不動産投信		オセアニア		
その他資産 (投資信託証券) (株式 一般)	日々	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
資産複合 ()	その他 ()	中近東 (中東)		
資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス <http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

<信託金の限度額>

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、3,500億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

1

世界の新興国の株式^(注)に投資します。

(注)「株式」…DR(預託証券)を含みます。

※DR: Depositary Receiptの略で、ある国の株式発行会社の株式を海外で流通させるために、その会社の株式を銀行などに預託し、その代替として海外で発行される証券をいいます。DRは、株式と同様に金融商品取引所などで取引されます。また、通常は、預託された株式の通貨とは異なる通貨で取引されます。

●MSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み、円換算ベース)をベンチマークとします。

ただし、ベンチマークに対して一定の投資成果をあげることを保証するものではありません。株式市場の構造変化等によっては、ベンチマークを見直すことがあります。

MSCIエマージング・マーケット・インデックスの構成国(2020年10月末現在)



※上記の国・地域はベンチマークの構成国であり、ファンドは上記すべての国・地域に投資するとは限りません。また、上記以外の国・地域に投資することがあります。

※MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

※MSCIエマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース)は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(米ドルベース)をもとに、委託会社が円換算したものです。

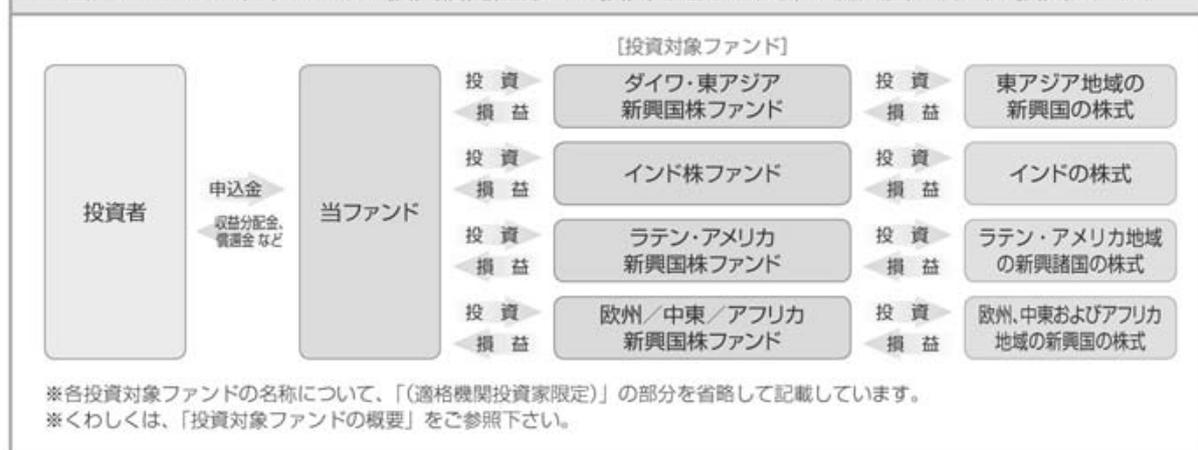
- 当ファンドは、以下の4本の投資信託証券に投資する「ファンド・オブ・ファンズ」です。

投資対象ファンド

- ①ダイワ・東アジア新興国株ファンド(適格機関投資家限定)
- ②インド株ファンド(適格機関投資家限定)
- ③ラテン・アメリカ新興国株ファンド(適格機関投資家限定)
- ④欧州/中東/アフリカ新興国株ファンド(適格機関投資家限定)

ファンドの仕組み

- 当ファンドは、以下の4本の投資信託証券への投資を通じて世界の新興国の株式に投資します。



2

各地域別の投資配分について、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社より助言を受け、各投資対象ファンドへの投資配分を決定します。

〈モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメントについて〉

- モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメントは、1987年2月に設立された会社で、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・グループの日本法人です。
- 同グループは、堅実なファンダメンタルズ・リサーチおよび独自の分析機能に基づくアクティブ運用を通じて付加価値を追求します。運用にあたっては、経験豊富な運用プロフェッショナルで構成するチームによる組織的な投資判断を重視します。
- 同グループは、1986年より新興国市場投資を開始した業界のパイオニアです。

- 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.および2.の運用が行なわれないことがあります。

3

毎年4月18日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

〈分配方針〉

- 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- 原則として、基準価額の水準およびポートフォリオの流動性等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

[投資対象ファンドの概要]

※提出日現在、委託会社が知りうる情報等をもとに記載しています。記載内容が変更となる場合があります。

I. ダイワ・東アジア新興国株ファンド（適格機関投資家限定）

基本方針 投資態度	<p>信託財産の成長をめざして運用を行ないます。</p> <p>①主として、東アジア地域の新興国の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式（預託証券を含みます。上場予定および店頭登録予定を含みます。）に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>②トップダウンの国別配分とボトムアップの銘柄選択を融合したプロセスによって、アクティブ運用を行ないます。</p> <p>③国別配分について、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社より助言を受けます。</p> <p>④徹底したファンダメンタル分析に基づいて、高い利益成長性が期待される企業を中心に個別銘柄を選定します。</p> <p>⑤MSCIエマージング・マーケット・ファーイースト・インデックス（税引後配当込み、円換算ベース）をベンチマークとします。 ※ただし、ベンチマークに対して一定の投資成果をあげることを保証するものではありません。株式市場の構造変化等によっては、ベンチマークを見直すことがあります。また、ファンドの投資対象はベンチマークの構成国に限定されません。</p> <p>⑥株式の組入比率は原則として高位を維持しますが、経済情勢や投資環境等の急変あるいは証券・金融市場の混乱が起きた場合、または起きることが想定される場合、一時的に株式の組入比率を引下げることがあります。</p> <p>⑦保有外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、利金等の受取りまたは支払いにかかる為替予約等を行なうことができるものとします。</p> <p>⑧大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。</p> <p>⑨当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。</p>
当初設定日	2006年4月20日
信託終了日	2021年4月15日
決算日	年1回。原則として12月8日。ただし、決算日に該当する日が休業日の場合は翌営業日とします。
運用管理費用 （信託報酬）	信託財産の純資産総額に対し年率1.0615%（税抜0.965%）とします。助言者への報酬は、委託会社が支払うものとします。
信託事務の諸費用 および監査報酬	<p>①信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（台湾株式等への投資にかかる会計事務所等への支払金等を含むものとします。）、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。</p> <p>②信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要な費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。</p>
委託会社	大和アセットマネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

※MSCIエマージング・マーケット・ファーイースト・インデックスは、MSCI Inc. が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

II. インド株ファンド（適格機関投資家限定）

基本方針	投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。
投資態度	<p>①主としてインドの取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式（預託証券を含みます。）に投資を行ないます。</p> <p>②企業訪問を中心とした独自のファンダメンタルズ分析に基づいて銘柄を選定します。</p> <p>③バリュエーションや市場のセンチメントを勘案しつつ、企業の経営の質、事業展開および利益成長性等に注目して投資判断を行ないます。</p> <p>④MSCI インド・インデックス（税引後配当込み、円換算ベース）をベンチマークとします。</p> <p>※ただし、ベンチマークに対して一定の投資成果をあげることを保証するものではありません。株式市場の構造変化等によっては、ベンチマークを見直すことがあります。また、ファンドの投資対象はベンチマークの構成国に限定されません。</p> <p>⑤株式以外に、一部、転換社債および転換社債型新株予約権付社債、ならびに償還金額等が株価に連動する証券等に投資する場合があります。</p> <p>⑥外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。</p> <p>⑦運用の指図に関する権限を、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク（米国）およびモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・カンパニー（シンガポール）に委託します。</p> <p>⑧株式の組入比率は原則として高位を維持しますが、経済情勢や投資環境等の急変あるいは証券・金融市場の混乱が起きた場合、または起きることが想定される場合、一時的に株式の組入比率を引下げることがあります。</p> <p>⑨資金動向、市場動向、残存元本の水準等にやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。</p> <p>⑩当ファンドはファンド・オブ・ファンズ専用とします。</p>
当初設定日	2006年4月20日
信託終了日	2021年4月15日
決算日	年1回。原則として12月8日。ただし、決算日に該当する日が休業日の場合は翌営業日とします。
運用管理費用（信託報酬）	信託財産の純資産総額に対し年率1.1055%（税抜1.005%）とします。運用の指図に関する権限の委託を受けた者が受ける報酬は、委託者が受ける報酬から支弁するものとします。
信託事務の諸費用	投資信託財産に関する租税、信託事務の諸費用等、監査報酬・費用、法律顧問報酬・費用、投資信託約款および運用報告書の作成・印刷費用等を受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。これらの費用の合計額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、固定料率で投資信託財産から支弁を受けることができるものとし、この固定料率には上限を付すことができるものとします。ただし、この固定料率は、投資信託財産の規模等を考慮して、期中に変更することができます。
留意点	インドにおいては、非居住者による株式の売却益に対してキャピタルゲイン税等が課されます。また、インドの株式には外国機関投資家の保有比率の上限が定められた銘柄があり、購入が制限されることがあります。
委託会社	モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

※MSCIインド・インデックスは、MSCI Inc. が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

III. ラテン・アメリカ新興国株ファンド（適格機関投資家限定）

基本方針	投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。
投資態度	<p>①主としてラテン・アメリカ地域の新興諸国の取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式（預託証券を含みます。）に投資を行ないません。</p> <p>②トップダウンの国別配分とボトムアップの銘柄選択を融合したプロセスによってアクティブ運用を行ないません。</p> <p>③マクロ経済等の投資環境、各市場のバリュエーションならびにセンチメント等を考慮して国別配分を決定します。</p> <p>④徹底したファンダメンタルズ分析に基づいて、高い利益成長性が期待される企業を中心に個別銘柄を選定します。</p> <p>⑤MSCI エマージング・マーケット・ラテン・アメリカ・インデックス（税引後配当込み、円換算ベース）をベンチマークとします。 ※ただし、ベンチマークに対して一定の投資成果をあげることを保証するものではありません。株式市場の構造変化等によっては、ベンチマークを見直すことがあります。また、ファンドの投資対象はベンチマークの構成国に限定されません。</p> <p>⑥株式以外に、一部、転換社債および転換社債型新株予約権付社債、ならびに償還金額等が株価に連動する証券等に投資する場合があります。</p> <p>⑦外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。</p> <p>⑧運用の指図に関する権限を、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク（米国）に委託します。</p> <p>⑨株式の組入比率は原則として高位を維持しますが、経済情勢や投資環境等の急変あるいは証券・金融市場の混乱が起きた場合、または起きることが想定される場合、一時的に株式の組入比率を引下げることがあります。</p> <p>⑩資金動向、市場動向、残存元本の水準等にやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。</p> <p>⑪当ファンドはファンド・オブ・ファンズ専用とします。</p>
当初設定日	2006年4月20日
信託終了日	2021年4月15日
決算日	年1回。原則として12月8日。ただし、決算日に該当する日が休業日の場合は翌営業日とします。
運用管理費用（信託報酬）	信託財産の純資産総額に対し年率1.1055%（税抜1.005%）とします。運用の指図に関する権限の委託を受けた者が受ける報酬は、委託者が受ける報酬から支弁するものとします。
信託事務の諸費用	投資信託財産に関する租税、信託事務の諸費用等、監査報酬・費用、法律顧問報酬・費用、投資信託約款および運用報告書の作成・印刷費用等を受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。これらの費用の合計額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、固定料率で投資信託財産から支弁を受けることができるものとし、この固定料率には上限を付すことができるものとします。ただし、この固定料率は、投資信託財産の規模等を考慮して、期中に変更することができます。
委託会社	モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

※MSCIエマージング・マーケット・ラテン・アメリカ・インデックスは、MSCI Inc. が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

IV. 欧州／中東／アフリカ新興国株ファンド（適格機関投資家限定）

基本方針	投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。
投資態度	<p>①主として欧州、中東およびアフリカ地域の新興国の取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式（預託証券を含みます。）に投資を行ないます。なお、「欧州」はロシアを含みます。</p> <p>②トップダウンの国別配分とボトムアップの銘柄選択を融合したプロセスによってアクティブ運用を行ないます。</p> <p>③マクロ経済等の投資環境、各市場のバリュエーションならびにセンチメント等を考慮して国別配分を決定します。</p> <p>④徹底したファンダメンタルズ分析に基づいて、高い収益性等が期待される企業を中心に個別銘柄を選定します。</p> <p>⑤MSCI エマージング・マーケット・ヨーロッパ・ミドル・イースト・アフリカ・インデックス（税引後配当込み、円換算ベース）をベンチマークとします。 ※ただし、ベンチマークに対して一定の投資成果をあげることを保証するものではありません。株式市場の構造変化等によっては、ベンチマークを見直すことがあります。また、ファンドの投資対象はベンチマークの構成国に限定されません。</p> <p>⑥株式以外に、一部、転換社債、転換社債型新株予約権付社債ならびに償還金額等が株価に連動する証券等に投資する場合があります。</p> <p>⑦外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。</p> <p>⑧運用の指図に関する権限を、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク（米国）に委託します。</p> <p>⑨株式の組入比率は原則として高位を維持しますが、経済情勢や投資環境等の急変あるいは証券・金融市場の混乱が起きた場合、または起きることが想定される場合、一時的に株式の組入比率を引下げることがあります。</p> <p>⑩資金動向、市場動向、残存元本の水準等にやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。</p> <p>⑪当ファンドはファンド・オブ・ファンズ専用とします。</p>
当初設定日	2006年4月20日
信託終了日	2021年4月15日
決算日	年1回。原則として12月8日。ただし、決算日に該当する日が休業日の場合は翌営業日とします。
運用管理費用（信託報酬）	信託財産の純資産総額に対し年率1.1055%（税抜1.005%）とします。運用の指図に関する権限の委託を受けた者が受ける報酬は、委託者が受ける報酬から支弁するものとします。
信託事務の諸費用	投資信託財産に関する租税、信託事務の諸費用等、監査報酬・費用、法律顧問報酬・費用、投資信託約款および運用報告書の作成・印刷費用等を受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。これらの費用の合計額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、固定料率で投資信託財産から支弁を受けることができるものとし、この固定料率には上限を付すことができるものとします。ただし、この固定料率は、投資信託財産の規模等を考慮して、期中に変更することができます。
委託会社	モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

※MSCIエマージング・マーケット・ヨーロッパ・ミドル・イースト・アフリカ・インデックスは、MSCI Inc. が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(2) ファンドの沿革

2006年4月19日
2015年7月14日

信託契約締結、当初設定、運用開始
信託期間終了日を2021年4月16日に変更(当初は2016年4月18日)

(3) ファンドの仕組み

受益者	お申込者	
	収益分配金(注1)、償還金など↑↓お申込金(※4)	
お取扱窓口	販売会社	受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約(※1)に基づき、次の業務を行ないます。 ①受益権の募集の取扱い ②一部解約請求に関する事務 ③収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務 など
↑↓※1	収益分配金、償還金など↑↓お申込金(※4)	
委託会社	大和アセットマネジメント株式会社	当ファンドにかかる証券投資信託契約(以下「信託契約」といいます。)(※2)の委託者であり、次の業務を行ないます。なお、各地域別の投資配分について、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社(注2)より助言を受けます。 ①受益権の募集・発行 ②信託財産の運用指図 ③信託財産の計算 ④運用報告書の作成 など
↓運用指図 ↑↓※2	損益↑↓信託金(※4)	
受託会社	三井住友信託銀行株式会社 再信託受託会社： 株式会社日本カストディ銀行	信託契約(※2)の受託者であり、次の業務を行ないます。なお、信託事務の一部につき株式会社日本カストディ銀行に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。 ①委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分 ②信託財産の計算 など
	損益↑↓投資	
投資対象	投資対象ファンドの受益証券 など	

(注1)「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。

(注2)モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社は、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・グループの日本法人として資産運用業務を展開しております。同社は、委託会社との投資顧問契約(※3)に基づき、委託会社に対して信託財産の運用に関する助言を行ないます。

※1：受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金

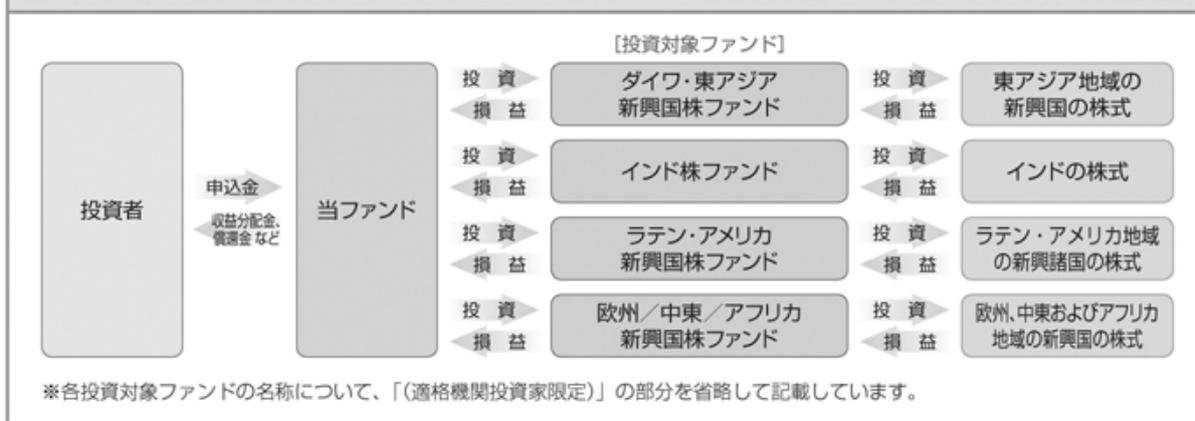
の支払いに関する事務の内容等が規定されています。

- ※2: 「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項（運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等）が規定されています。
- ※3: 委託会社とモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社（以下「投資顧問会社」といいます。）の間で締結されます。投資顧問サービスの内容および報酬、運用の責任等が規定されています。
- ※4: 販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

◎委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

ファンドの仕組み

●当ファンドは、以下の4本の投資信託証券への投資を通じて世界の新興国の株式に投資します。



< 委託会社等の概況（2020年10月末日現在） >

- ・ 資本金の額 151 億 7,427 万 2,500 円
- ・ 沿革
 - 1959年12月12日 大和証券投資信託委託株式会社として設立
 - 1960年 2月17日 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
 - 1960年 4月 1日 営業開始
 - 1985年11月 8日 投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。
 - 1995年 5月31日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。
 - 1995年 9月14日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
 - 2007年 9月30日 「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第 29 条の登録を受けたものとみなされる。
(金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第 352 号)
 - 2020年 4月 1日 大和アセットマネジメント株式会社に変更

・ 大株主の状況

名 称	住 所	所有 株式数	比率
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	株 2,608,525	% 100.00

2 投資方針

(1) 投資方針

① 主要投資対象

次の各ファンドの受益証券（振替受益権を含みます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

1. ダイワ・東アジア新興国株ファンド（適格機関投資家限定）の受益証券
2. インド株ファンド（適格機関投資家限定）の受益証券
3. ラテン・アメリカ新興国株ファンド（適格機関投資家限定）の受益証券
4. 欧州／中東／アフリカ新興国株ファンド（適格機関投資家限定）の受益証券

② 投資態度

イ. 主として新興国の株式を主要投資対象とする複数の投資信託証券（「投資対象ファンド」といいます。以下同じ。）に投資することにより、信託財産の成長をめざします。

ロ. 投資対象ファンドは、以下のファンドとします。

- ・ ダイワ・東アジア新興国株ファンド（適格機関投資家限定）
- ・ インド株ファンド（適格機関投資家限定）
- ・ ラテン・アメリカ新興国株ファンド（適格機関投資家限定）
- ・ 欧州／中東／アフリカ新興国株ファンド（適格機関投資家限定）

ハ. MSCI エマージング・マーケット・インデックス（税引後配当込み、円換算ベース）をベンチマークとします。ただし、ベンチマークに対して一定の投資成果をあげることが保証するものではありません。株式市場の構造変化等によっては、ベンチマークを見直すことがあります。

ニ. 各地域別の投資配分について、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社より助言を受け、各投資対象ファンドへの投資配分を決定します。

ホ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の

運用が行なわれないことがあります。

<投資先ファンドについて>

投資先ファンドの選定の方針は次のとおりです。

投資先ファンド	ダイワ・東アジア新興国株ファンド（適格機関投資家限定）
選定の方針	主として、東アジア地域の新興国の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式（預託証券を含みます。上場予定および店頭登録予定を含みます。）に投資し、信託財産の成長をめざして運用を行なうファンドである。

投資先ファンド	インド株ファンド（適格機関投資家限定）
選定の方針	主としてインドの取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式（預託証券を含みます。）に投資を行ない、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうファンドである。

投資先ファンド	ラテン・アメリカ新興国株ファンド（適格機関投資家限定）
選定の方針	主としてラテン・アメリカ地域の新興諸国の取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式（預託証券を含みます。）に投資を行ない、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうファンドである。

投資先ファンド	欧州／中東／アフリカ新興国株ファンド（適格機関投資家限定）
選定の方針	主として欧州、中東およびアフリカ地域の新興国の取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式（預託証券を含みます。）に投資を行ない、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうファンドである。

くわしくは「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」をご参照下さい。

(2) 投資対象

- ① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。
 1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 約束手形
 - ハ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの
 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形
- ② 委託会社は、信託金を、次の1.から4.までに掲げる証券投資信託の受益証券（以下総称して「投資信託証券」といいます。受益証券は振替受益権を含みます。以下同じ。）、ならびに次の5.および6.に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. ダイワ・東アジア新興国株ファンド（適格機関投資家限定）の受益証券
 2. インド株ファンド（適格機関投資家限定）の受益証券
 3. ラテン・アメリカ新興国株ファンド（適格機関投資家限定）の受益証券
 4. 欧州／中東／アフリカ新興国株ファンド（適格機関投資家限定）の受益証券
 5. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 6. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- ③ 委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みません。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形

<投資先ファンドについて>

ファンドの純資産総額の10%を超えて投資する可能性がある投資先ファンドの内容は次のとおりです。

投資先ファンドの名称	ダイワ・東アジア新興国株ファンド（適格機関投資家限定）
運用の基本方針	信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
主要な投資対象	東アジア地域の新興国の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式（預託証券を含みます。上場予定および店頭登録予定を含みます。）を主要投資対象とします。
委託会社の名称	大和アセットマネジメント株式会社

投資先ファンドの名称	インド株ファンド（適格機関投資家限定）
運用の基本方針	投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。
主要な投資対象	インドの取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式（預託証券を含みます。）
委託会社の名称	モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社

投資先ファンドの名称	ラテン・アメリカ新興国株ファンド（適格機関投資家限定）
運用の基本方針	投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。
主要な投資対象	ラテン・アメリカ地域の新興諸国の取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式（預託証書を含みません。）
委託会社の名称	モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社

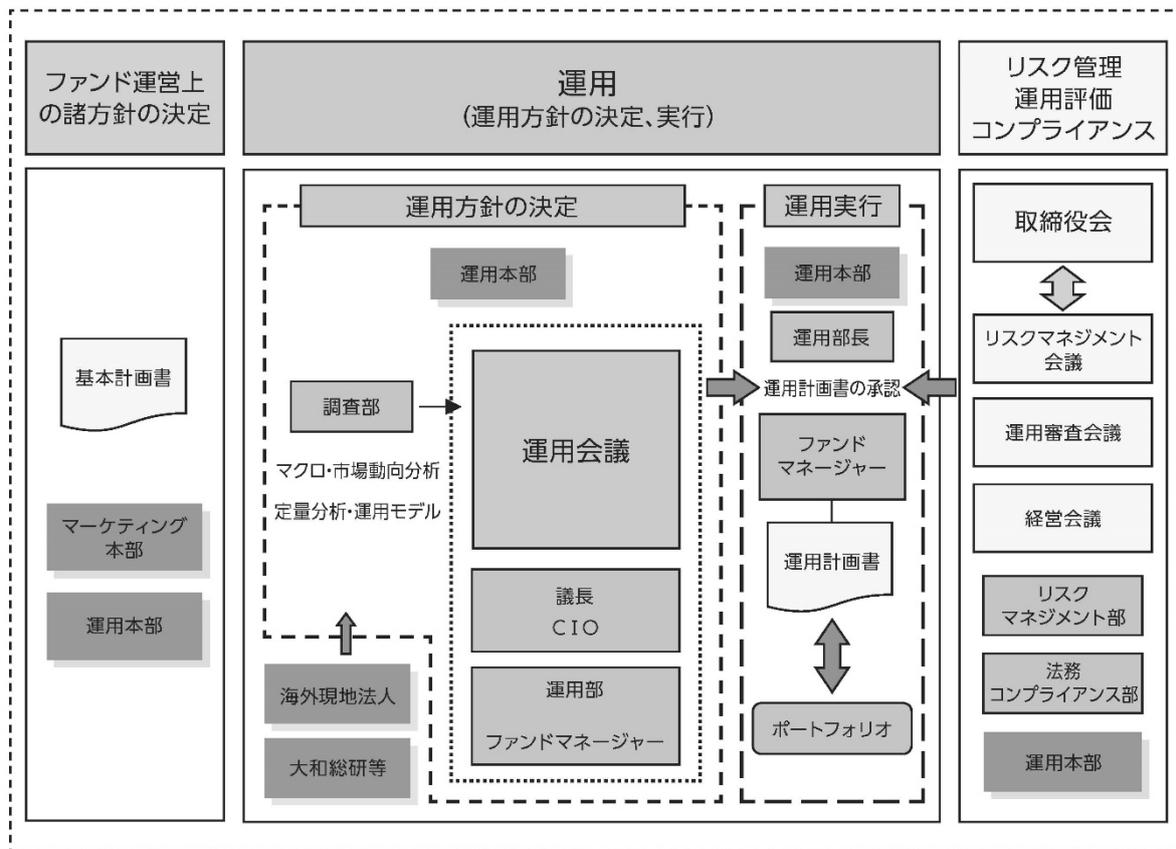
投資先ファンドの名称	欧州／中東／アフリカ新興国株ファンド（適格機関投資家限定）
運用の基本方針	投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。
主要な投資対象	欧州、中東およびアフリカ地域の新興国の取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式（預託証書を含みます。）
委託会社の名称	モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社

くわしくは「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」をご参照下さい。

(3) 運用体制

① 運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。



② 運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ. 基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を商品担当役員の決裁により決定します。

ロ. 基本的な運用方針の決定

CIO が議長となり、原則として月 1 回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ハ. 運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

③ 職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

イ. CIO (Chief Investment Officer) (3 名)

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

- ・ 基本的な運用方針の決定
- ・ その他ファンドの運用に関する重要事項の決定

ロ. Deputy-CIO (0~5 名程度)

CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ハ. インベストメント・オフィサー（0～5名程度）

CIOおよびDeputy-CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ニ. 運用部長（各運用部に1名）

ファンドマネージャーが策定する運用計画を決定します。

ホ. 運用チームリーダー

ファンドの基本的な運用方針を策定します。

ヘ. ファンドマネージャー

ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

④ 運用審査会議、リスクマネジメント会議および経営会議

次のとおり各会議体において必要な報告・審議等を行なっています。これら会議体の事務局となる内部管理関連部門の人員は25～35名程度です。

イ. 運用審査会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用実績の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

ロ. リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

ハ. 経営会議

法令等の遵守状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

⑤ 受託会社に対する管理体制

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

※ 上記の運用体制は2020年10月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

(4) 分配方針

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、基準価額の水準およびポートフォリオの流動性等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益は、前(1)に基づいて運用します。

(5) 投資制限

- ① 株式（信託約款）
株式への直接投資は、行ないません。
- ② 投資信託証券（信託約款）
投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ③ 同一銘柄の投資信託証券（信託約款）
イ. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図をしません。
ロ. 前イ.の規定にかかわらず、委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券で、その約款または規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが定められているものの時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の50を超える投資の指図をすることができるものとします。
- ④ 外貨建資産（信託約款）
外貨建資産への直接投資は、行ないません。

⑤ 信用リスク集中回避（信託約款）

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

⑥ 資金の借入れ（信託約款）

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

ロ. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10% を超えないこととします。

ハ. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

<参考>投資先ファンドについて

※提出日現在、委託会社が知りうる情報等をもとに記載しています。記載内容が変更となる場合もあります。

※下記以外の項目（「基本方針」、「投資態度」、「運用管理費用（信託報酬）」等）については、「1 ファンドの性格 (1)ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」をご参照下さい。

1. ダイワ・東アジア新興国株ファンド（適格機関投資家限定）

主な投資制限	<p>①株式への投資割合には、制限を設けません。</p> <p>②外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。</p> <p>③同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものへの投資割合は、信託財産の純資産総額の 10% 以下とします。</p> <p>④投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5% 以下とします。</p> <p>⑤外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。</p>
収益分配方針	<p>①分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。</p> <p>②原則として、基準価額の水準およびポートフォリオの流動性等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。</p> <p>③留保益は、「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。</p>
販売手数料	ありません。
償還条項	受益権の口数が 30 億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了

	させることができます。
--	-------------

2. インド株ファンド（適格機関投資家限定）
3. ラテン・アメリカ新興国株ファンド（適格機関投資家限定）
4. 欧州／中東／アフリカ新興国株ファンド（適格機関投資家限定）

主 な 投 資 制 限	<p>①株式への投資割合には制限を設けません。</p> <p>②外貨建資産への投資割合には制限を設けません。</p> <p>③同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%（「欧州／中東／アフリカ新興国株ファンド（適格機関投資家限定）」については30%）を超えないものとします。</p> <p>④同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>⑤投資信託証券の投資割合は投資信託財産の純資産総額の5%を超えないものとします。</p> <p>⑥外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。</p>
収 益 分 配 方 針	<p>①分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。</p> <p>②収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市場環境等を勘案して決定します（ただし、分配対象金額が少額の場合は分配を行わないこともあります。）。</p> <p>③収益の分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行いません。</p>
販 売 手 数 料	ありません。
償 還 条 項	純資産総額が50億円（「インド株ファンド（適格機関投資家限定）」については20億円）を下回った場合、または、委託者が信託契約の解約が受益者のために有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

3 投資リスク

(1) 価額変動リスク

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、株式など値動きのある証券（外国証券には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

① 株価の変動（価格変動リスク・信用リスク）

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。実質的な組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

新興国の証券市場は、先進国の証券市場に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向が考えられます。

② 外国証券への投資に伴うリスク

イ. 為替リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。実質的な組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。

各投資対象ファンドにおいて、外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。当ファンドの基準価額は、為替レートの変動の影響を直接受けます。

ロ. カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。新興国の経済状況は、先進国経済と比較して脆弱である可能性があります。そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化、また、政治不安や社会不安あるいは他国との外交関係の悪化などが株式市場や為替市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制など数々の規制が緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により証券市場が著しい悪影響を被る可能性もあります。

新興国においては、先進国と比較して、証券の決済、保管等にかかる制度やインフラストラクチャーが未発達であったり、証券の売買を行なう当該国の仲介業者等の固有の事由等により、決済の遅延、不能等が発生する可能性も想定されます。そのような場合、ファンドの基準価額に悪影響が生じる可能性があります。

実質的な投資対象である株式が上場または取引されている諸国の税制は先進国と異なる面がある場合があります。また、それらの諸国における税制が変更されたり、あるいは新たな税制が適用されることにより、基準価額に影響を受ける可能性があります。

③ その他

イ. 解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ. ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

(2) 換金性等が制限される場合

通常と異なる状況において、お買付け・ご換金に制限を設けることがあります。

- ① 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置をとった場合には、販売会社は、取得申込みの受け付けを中止することができるほか、すでに受付けた取得申込みを取消することができるものとします。
- ② 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、ご換金の申込みの受け付けを中止することがあります。ご換金の申込みの受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回できます。ただし、受

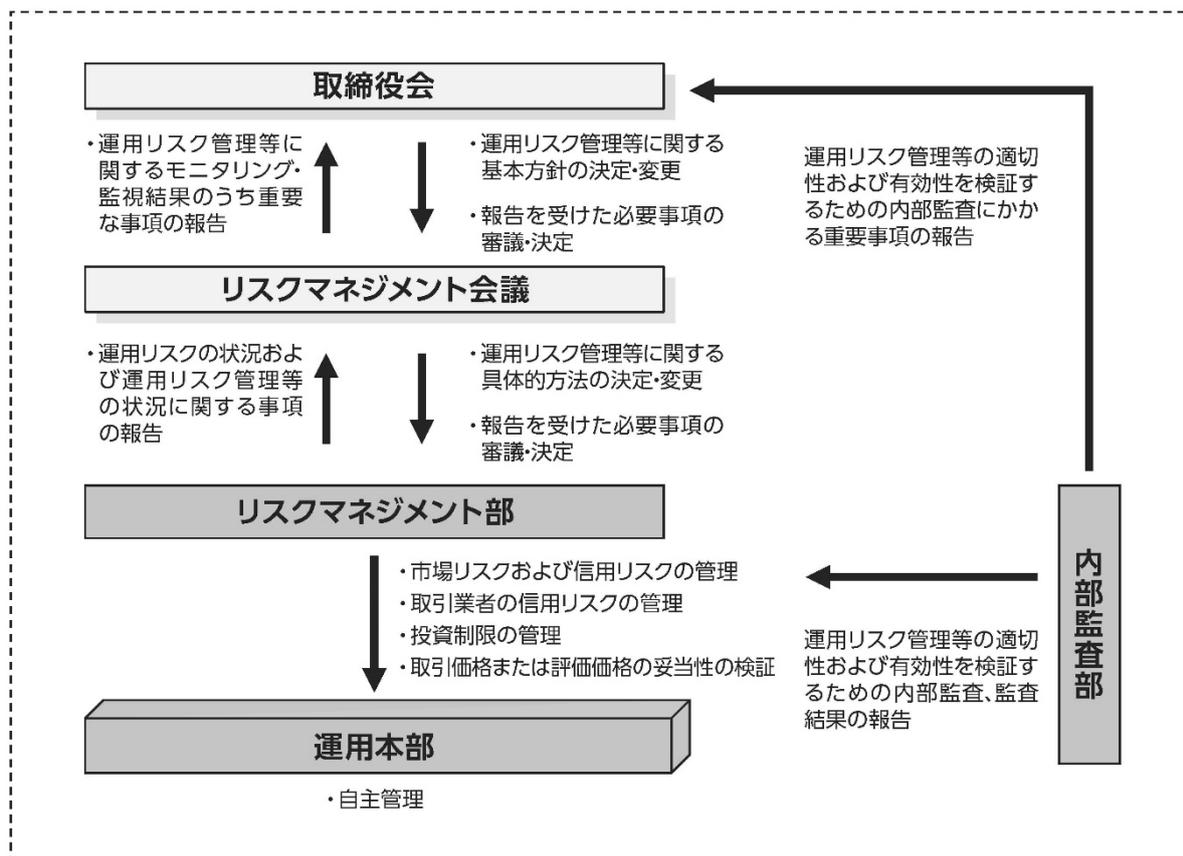
益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取扱います。

(3) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

(4) リスク管理体制

運用リスク管理体制(※)は、以下のとおりとなっています。



※ 流動性リスクに対する管理体制

当社では、運用リスクのうち、大量の解約・換金によって必要となる資金の確保のために合理的な条件での取引が困難となるリスク、および市場の混乱、取引所における休業、取引の停止等により市場において取引ができないまたは合理的な条件での取引が困難となるリスクを「流動性リスク」とし、当社の運用する信託財産における流動性リスクの防止および流動性リスク発生時における円滑な事務遂行を目的とした事前対策、ならびに流動性リスク発生時における対応策(コンティンジェンシー・プラン)を定めています。

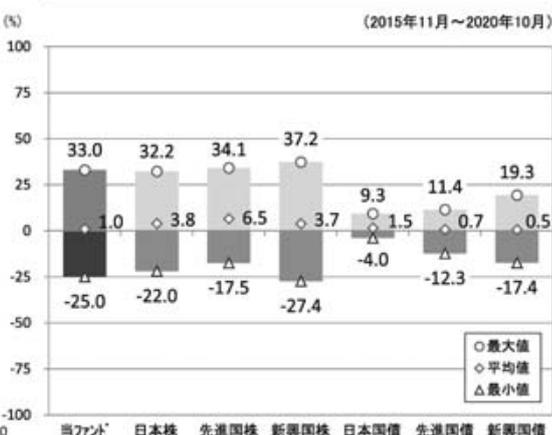
参考情報

- 下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間における年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間における年間騰落率の推移を表示しています。

ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移



他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。

※ファンドの年間騰落率は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。

- ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
- ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
- ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

※資産クラスについて

日本株：東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
 先進国株：MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)
 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
 日本国債：NOMURA-BPI国債
 先進国債：FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)
 新興国債：JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスー エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド (円ベース)

※指数について

●TOPIXは東証が算出・公表し、指数値、商標など一切の権利は株式会社東京証券取引所が所有しています。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。またMSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。●NOMURA-BPI国債は、野村証券株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は野村証券株式会社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。●JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスー エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

4 手数料等及び税金

(1) 申込手数料

- ① 販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、3.3%（税抜3.0%）となっています。具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）
電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の9:00～17:00）

- ② 申込手数料には、消費税等が課されます。
③ 「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

申込手数料は、お買付時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

(2) 換金（解約）手数料

- ① 換金手数料
ありません。
② 信託財産留保額
ありません。

(3) 信託報酬等

- ① 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.1165%（税抜1.015%）を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎日計上され、毎計算期間の最初の6か月終了日（6か月終了日が休業日の場合には、翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
② 信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。
③ 信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分は、次のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.03% （税抜）	年率0.95% （税抜）	年率0.035% （税抜）

※上記の信託報酬の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

- ④ 前③の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。なお、投資顧問会社が受ける報酬は、委託会社が支払うものとします。
⑤ 投資対象ファンドの信託報酬等については、「1 ファンドの性格 (1)ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」をご参照下さい。なお、当ファンドの信託報酬に投資対象ファンドの信託報酬を加えた、投資者が実質的に負担する信託報酬率は、年率2.178%（税抜1.98%）～2.222%（税抜2.02%）です（当ファンドにおける実際の投資信託証券の組入状況により変動します。）。

信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。

委託会社：ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価

販売会社：運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価

受託会社：運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

(4) その他の手数料等

- ① 信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- ② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ③ 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。
- ④ 信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

(※)「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

<投資対象ファンドより支弁する手数料等>

各ファンドの投資対象等に応じて、信託財産に関する租税、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。その他、監査報酬を支弁します。

(5) 課税上の取扱い

課税上は株式投資信託として取扱われます。

① 個人の投資者に対する課税

イ. 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20%（所得税 15%および地方税 5%）の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%および地方税 5%）となります。

ロ. 解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20%（所得税 15%および地方税 5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%および地方税 5%）となります。

ハ. 損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および償還差益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得および利子所得との損益通算も可能となります。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益・償還差益および配当等・利子から繰越控除することができます。一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損および償還差損との相殺が可能となります。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

公募株式投資信託は、税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」の適用対象です。満20歳以上の方を対象としたNISAをご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります（他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません）。また、20歳未満の方を対象とした非課税制度「ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります（他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません）。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方となります。当ファンドの非課税口座における取扱いは販売会社により異なる場合があります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

② 法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として課税され、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収*され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）となります。なお、益金不算入制度の適用はありません。

※源泉徴収された税金は法人税額から控除されます。

<注1> 個別元本について

- ① 投資者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該投資者の元本（個別元本）にあたります。
- ② 投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行なうつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。
- ③ 投資者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

<注2> 収益分配金の課税について

- ① 追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
- ② 投資者が収益分配金を受取る際、イ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

(※) 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

(※) 上記は、2020年10月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

(※) 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 運用状況

(1) 投資状況 (2020年10月30日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	9,209,471,268	98.59
内 日本	9,209,471,268	98.59
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	131,295,881	1.41
純資産総額	9,340,767,149	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 投資資産 (2020年10月30日現在)

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	ダイワ・東アジア新興国株ファンド	日本	投資信託 受益証券	3,482,003,728	1.3751 4,788,103,329	1.7677 6,155,137,989	65.90
2	欧州／中東／アフリカ新興国株ファンド	日本	投資信託 受益証券	1,410,862,785	0.8388 1,183,431,707	0.9483 1,337,921,179	14.32
3	ラテン・アメリカ新興国株ファンド	日本	投資信託 受益証券	1,183,345,902	0.7631 903,011,259	0.8834 1,045,367,769	11.19
4	インド株ファンド	日本	投資信託 受益証券	463,076,621	1.1663 540,086,263	1.4491 671,044,331	7.18

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	98.59%
合計	98.59%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 運用実績

① 純資産の推移

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第5計算期間末 (2011年4月18日)	49,199,195,183	49,199,195,183	0.9585	0.9585
第6計算期間末 (2012年4月18日)	30,694,627,653	30,694,627,653	0.8016	0.8016
第7計算期間末 (2013年4月18日)	31,846,653,870	31,846,653,870	0.9944	0.9944
第8計算期間末 (2014年4月18日)	24,572,151,026	25,053,549,069	1.0209	1.0409
第9計算期間末 (2015年4月20日)	23,572,536,557	24,370,019,695	1.1823	1.2223
第10計算期間末 (2016年4月18日)	16,142,241,140	16,142,241,140	0.9275	0.9275
第11計算期間末 (2017年4月18日)	15,070,643,462	15,437,680,288	1.0265	1.0515
第12計算期間末 (2018年4月18日)	14,536,262,484	15,203,727,022	1.1978	1.2528
第13計算期間末 (2019年4月18日)	11,565,481,426	11,565,481,426	1.0641	1.0641
2019年10月末日	10,416,685,604	—	1.0202	—
11月末日	10,343,893,225	—	1.0286	—
12月末日	10,824,876,775	—	1.0935	—
2020年1月末日	10,378,860,718	—	1.0544	—
2月末日	9,884,226,089	—	1.0212	—
3月末日	7,739,662,683	—	0.8074	—
第14計算期間末 (2020年4月20日)	8,312,539,633	8,312,539,633	0.8689	0.8689
4月末日	8,440,168,207	—	0.8828	—
5月末日	8,645,587,036	—	0.9071	—
6月末日	9,365,587,106	—	0.9887	—
7月末日	9,849,740,497	—	1.0536	—
8月末日	10,155,663,251	—	1.1001	—
9月末日	9,600,160,916	—	1.0518	—
10月末日	9,340,767,149	—	1.0696	—

② 分配の推移

	1口当たり分配金(円)
第5計算期間	0.0000
第6計算期間	0.0000

	1口当たり分配金(円)
第7計算期間	0.0000
第8計算期間	0.0200
第9計算期間	0.0400
第10計算期間	0.0000
第11計算期間	0.0250
第12計算期間	0.0550
第13計算期間	0.0000
第14計算期間	0.0000
2020年4月21日～ 2020年10月20日	—

③ 収益率の推移

	収益率(%)
第5計算期間	2.4
第6計算期間	△16.4
第7計算期間	24.1
第8計算期間	4.7
第9計算期間	19.7
第10計算期間	△21.6
第11計算期間	13.4
第12計算期間	22.0
第13計算期間	△11.2
第14計算期間	△18.3
2020年4月21日～ 2020年10月20日	25.8

(4) 設定及び解約の実績

	設定数量(口)	解約数量(口)
第5計算期間	200,140,431	13,080,702,270
第6計算期間	85,909,033	13,123,253,547
第7計算期間	274,161,406	6,539,688,005
第8計算期間	12,395,675	7,969,584,782
第9計算期間	105,654,715	4,238,478,421
第10計算期間	155,306,090	2,688,721,065
第11計算期間	6,877,708	2,729,068,148
第12計算期間	124,037,687	2,669,791,855
第13計算期間	122,929,241	1,389,896,477
第14計算期間	11,936,772	1,313,964,519
2020年4月21日～ 2020年10月20日	4,108,468	635,084,544

(参考) 投資信託証券

ダイワ・東アジア新興国株ファンド (適格機関投資家限定)

(1) 投資状況 (2020年10月30日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株式	6,055,776,678	98.39
内 韓国	1,442,932,092	23.44
内 中国	2,968,933,824	48.24
内 台湾	1,159,096,014	18.83
内 香港	284,917,500	4.63
内 フィリピン	63,899,522	1.04
内 インドネシア	124,847,865	2.03
内 非上場	11,149,861	0.18
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	99,278,669	1.61
純資産総額	6,155,055,347	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 投資資産 (2020年10月30日現在)

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	業種	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	台湾	株式	情報技術	349,000	1,145.58 399,807,420	1,599.42 558,197,580	9.07
2	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	韓国	株式	情報技術	91,700	4,877.16 447,236,090	5,380.06 493,351,502	8.02
3	ALIBABA GROUP HOLDING-SP ADR	中国	株式	一般消費 財・サービ ス	15,000	21,117.69 316,765,410	32,693.77 490,406,640	7.97
4	TENCENT HOLDINGS LTD	中国	株式	コミュニケ ーション・サ ービス	56,400	4,620.67 260,606,603	8,167.50 460,647,000	7.48
5	HYUNDAI MOTOR CO	韓国	株式	一般消費 財・サービ ス	14,500	9,105.40 132,028,417	15,742.00 228,259,000	3.71
6	MEDIATEK INC	台湾	株式	情報技術	84,000	1,841.16 154,657,795	2,503.44 210,288,960	3.42
7	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	香港	株式	金融	37,000	3,844.38 142,242,174	5,175.90 191,508,300	3.11
8	KB FINANCIAL GROUP INC	韓国	株式	金融	40,400	3,954.71 159,770,455	3,796.60 153,382,640	2.49

	銘柄名	地域	種類	業種	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
9	KWEICHOW MOUTAI CO LTD-A	中国	株式	生活必需品	5,800	17,230.67 99,937,980	26,162.36 151,741,688	2.47
10	JD.COM INC-ADR	中国	株式	一般消費 財・サービ ス	15,700	4,372.59 68,651,269	8,685.98 136,369,949	2.22
11	NAVER CORP	韓国	株式	コミュニケ ーション・サ ービス	4,800	25,758.00 123,638,417	27,641.10 132,677,280	2.16
12	COUNTRY GARDEN SERVICES HOLD	中国	株式	資本財・サ ービス	190,000	598.83 113,779,577	662.85 125,941,500	2.05
13	AIER EYE HOSPITAL GROUP CO-A	中国	株式	ヘルスケア	123,712	499.52 61,796,860	974.06 120,503,406	1.96
14	WIN SEMICONDUCTORS CORP	台湾	株式	情報技術	106,000	1,146.24 121,502,103	1,132.77 120,073,620	1.95
15	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	中国	株式	金融	1,369,000	78.73 107,799,373	74.11 101,463,435	1.65
16	SANDS CHINA LTD	香港	株式	一般消費 財・サービ ス	248,000	431.98 107,132,859	376.65 93,409,200	1.52
17	POYA INTERNATIONAL CO LTD	台湾	株式	一般消費 財・サービ ス	41,000	1,730.81 70,963,561	2,225.28 91,236,480	1.48
18	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	中国	株式	金融	76,000	1,212.30 92,134,800	1,086.75 82,593,000	1.34
19	WUXI BIOLOGICS CAYMAN INC	中国	株式	ヘルスケア	26,000	1,358.97 35,333,520	2,978.10 77,430,600	1.26
20	GLODON CO LTD-A	中国	株式	情報技術	65,913	843.48 55,597,292	1,137.96 75,006,951	1.22
21	COSMAX INC	韓国	株式	生活必需品	7,104	8,463.07 60,121,675	10,417.50 74,005,920	1.20
22	ANHUI CONCH CEMENT CO LTD-H	中国	株式	素材	111,000	700.65 77,772,150	661.50 73,426,500	1.19
23	LG CHEM LTD	韓国	株式	素材	1,200	31,845.18 38,214,222	60,282.60 72,339,120	1.18
24	HYUNDAI MOBIS CO LTD	韓国	株式	一般消費 財・サービ ス	3,200	20,996.76 67,189,658	22,038.80 70,524,160	1.15
25	LI NING CO LTD	中国	株式	一般消費 財・サービ ス	127,000	352.35 44,748,450	548.77 69,694,425	1.13
26	CHINA INTERNATIONAL CAPITA-H	中国	株式	金融	270,000	207.14 55,931,047	242.46 65,464,200	1.06
27	TSINGTAO BREWERY CO LTD-H	中国	株式	生活必需品	70,000	809.31 56,651,998	934.20 65,394,000	1.06
28	UNIVERSAL ROBINA CORP	フィリピン	株式	生活必需品	218,810	307.51 67,287,587	292.03 63,899,522	1.04
29	SEMEN INDONESIA PERSERO TBK	インドネシ ア	株式	素材	911,300	55.61 50,683,384	68.94 62,825,022	1.02

	銘柄名	地域	種類	業種	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
30	KIWOOM SECURITIES CO LTD	韓国	株式	金融	6,400	10,471.31 67,016,394	9,769.30 62,523,520	1.02

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	98.39%
合計	98.39%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
素材	4.28%
資本財・サービス	3.95%
一般消費財・サービス	22.36%
生活必需品	7.51%
ヘルスケア	5.93%
金融	15.03%
情報技術	26.63%
コミュニケーション・サービス	10.09%
不動産	2.62%
合計	98.39%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

インド株ファンド（適格機関投資家限定）

(1) 投資状況

(2020年10月30日現在)

資産の種類	国・地域	時価合計（千円）	投資比率（%）
株式	インド	656,209	97.79
	小計	656,209	97.79
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		14,835	2.21
合計（純資産総額）		671,045	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額の比率をいいます。

(注2) 時価合計の単位未満は切捨て。

(2) 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄（全銘柄）

(2020年10月30日現在)

順位	銘柄名	国・地域	種類	業種	株数	帳簿価額		評価額		投資比率（%）
						単価（円）	金額（円）	単価（円）	金額（円）	
1	RELIANCE INDUSTRIES LTD	インド	株式	エネルギー	29,485	1,709.01	50,390,236	2,878.19	84,863,668	12.65
2	INFOSYS LTD	インド	株式	ソフトウェア・サービス	52,399	1,059.03	55,492,459	1,526.28	79,975,913	11.92
3	HDFC BANK LTD-ADR	インド	株式	銀行	10,089	6,450.68	65,080,930	6,024.95	60,785,821	9.06
4	ICICI BANK LTD	インド	株式	銀行	106,931	714.38	76,390,202	567.85	60,721,624	9.05
5	TATA CONSULTANCY SVCS LTD	インド	株式	ソフトウェア・サービス	16,228	2,919.30	47,374,514	3,738.36	60,666,155	9.04
6	BHARTI AIRTEL LIMITED	インド	株式	電気通信サービス	85,408	735.42	62,811,562	640.13	54,672,735	8.15
7	EICHER MOTORS LTD	インド	株式	自動車・自動車部品	15,970	2,933.30	46,844,841	3,034.32	48,458,202	7.22
8	SHREE CEMENT LTD	インド	株式	素材	1,460	28,777.35	42,014,932	30,781.33	44,940,756	6.70
9	ICICI PRUDENTIAL LIFE INSURA	インド	株式	保険	72,771	679.85	49,473,891	579.57	42,176,107	6.29
10	AXIS BANK LTD	インド	株式	銀行	53,286	1,024.13	54,571,919	701.26	37,367,713	5.57
11	LARSEN&TOUBRO LIMITED	インド	株式	資本財	27,270	1,839.53	50,164,228	1,326.98	36,187,017	5.39
12	RELIANCE INDUSTRIES-PARTLY P	インド	株式	エネルギー	15,234	1,426.73	21,734,832	1,641.44	25,005,834	3.73
13	MARICO LTD	インド	株式	家庭用品・パーソナル用品	39,635	512.95	20,331,152	514.39	20,388,046	3.04

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率をいいます。

投資有価証券の種類別投資比率

(2020年10月30日現在)

投資有価証券の種類	投資比率 (%)
株式	97.79
合計	97.79

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額の比率をいいます。

投資株式の業種別投資比率

(2020年10月30日現在)

投資株式の種類		投資株式の業種	投資比率 (%)
株式	外国	銀行	23.68
		ソフトウェア・サービス	20.96
		エネルギー	16.37
		電気通信サービス	8.15
		自動車・自動車部品	7.22
		素材	6.70
		保険	6.29
		資本財	5.39
		家庭用品・パーソナル用品	3.04
合計			97.79

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該業種の評価額の比率をいいます。

- ② 投資不動産物件
該当事項はありません。

- ③ その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

ラテン・アメリカ新興国株ファンド（適格機関投資家限定）

(1)投資状況

(2020年10月30日現在)

資産の種類	国・地域	時価合計（千円）	投資比率（%）
株式	ブラジル	624,123	59.70
	メキシコ	151,976	14.54
	ケイマン諸島	103,365	9.89
	アメリカ	56,065	5.36
	ルクセンブルグ	31,530	3.02
	バミューダ	22,650	2.17
	ペルー	14,728	1.41
	小計	1,004,439	96.08
投資証券	メキシコ	36,431	3.48
	小計	36,431	3.48
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		4,537	0.44
合計（純資産総額）		1,045,408	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額の比率をいいます。

(注2) 時価合計の単位未満は切捨て。

(2) 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄（上位30銘柄）

（2020年10月30日現在）

順位	銘柄名	国・地域	種類	業種	株数	帳簿価額		評価額		投資比率 (%)
						単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	LOCALIZA RENT A CAR	ブラジル	株式	運輸	62,397	787.27	49,123,711	1,131.71	70,615,334	6.75
2	B3 SA-BRASIL BOLSA BOLCAO	ブラジル	株式	各種金融	72,999	888.21	64,839,099	958.40	69,962,840	6.69
3	MERCADOLIBRE INC	アメリカ	株式	小売	412	64,232.76	26,463,900	136,082.50	56,065,993	5.36
4	PAGSEGURO DIGITAL LTD-CLA	ケイマン諸島	株式	ソフトウェア・サービス	12,545	3,145.32	39,458,065	3,908.90	49,037,176	4.69
5	LOJAS RENNER S. A.	ブラジル	株式	小売	67,522	951.30	64,234,173	716.72	48,394,759	4.63
6	HAPVIDA PARTICIPACOES E INVE	ブラジル	株式	ヘルスケア機器・サービス	38,378	1,045.24	40,114,228	1,206.96	46,320,895	4.43
7	GRUPO AEROPORTUARIO DEL CENT	メキシコ	株式	運輸	90,776	387.83	35,206,110	464.12	42,131,683	4.03
8	PETROBRAS - PETROLEO BRAS-PFD	ブラジル	株式	エネルギー	119,563	511.04	61,101,774	348.95	41,722,238	3.99
9	STONECO LTD-A	ケイマン諸島	株式	ソフトウェア・サービス	7,173	3,522.92	25,269,963	5,807.39	41,656,423	3.98
10	MEGACABLE HOLDINGS-CPO	メキシコ	株式	メディア・娯楽	114,343	322.24	36,846,718	330.84	37,830,153	3.62
11	PROLOGIS PROPERTY MEXICO SA	メキシコ	投資証券	—	172,305	205.16	35,350,610	211.43	36,431,307	3.48
12	KLABIN SA-UNIT	ブラジル	株式	素材	79,274	332.67	26,372,485	431.08	34,173,808	3.27
13	ATACADAO DISTRIBUICAO COMERC	ブラジル	株式	食品・生活必需品小売り	97,670	356.91	34,859,957	347.32	33,923,526	3.25
14	ITAU UNIBANCO HOLDING SA-PFD	ブラジル	株式	銀行	78,153	648.52	50,684,292	432.35	33,789,528	3.23
15	BANCO BTG PACTUAL SA-UNIT	ブラジル	株式	各種金融	24,207	1,414.63	34,244,143	1,354.03	32,777,162	3.14
16	GLOBANT SA	ルクセンブルグ	株式	ソフトウェア・サービス	1,670	11,940.08	19,939,950	18,880.30	31,530,101	3.02
17	PETROBRAS - PETROLEO BRAS	ブラジル	株式	エネルギー	84,882	538.35	45,696,937	349.67	29,681,512	2.84
18	RUMO SA	ブラジル	株式	運輸	89,003	436.69	38,866,951	331.58	29,512,478	2.82
19	WALMART DE MEXICO-SAB DE CV	メキシコ	株式	食品・生活必需品小売り	115,223	266.60	30,719,489	252.64	29,110,400	2.78
20	RANDON PARTICIPACOES SA-PREF-PFD	ブラジル	株式	資本財	123,000	175.65	21,605,430	232.63	28,614,400	2.74
21	TELEFONICA BRASIL S. A.-PFD	ブラジル	株式	電気通信サービス	34,500	1,028.59	35,486,611	762.49	26,306,026	2.52
22	LOJAS AMERICANAS SA-PFD	ブラジル	株式	小売	56,333	464.55	26,169,562	446.64	25,160,689	2.41
23	CCR SA	ブラジル	株式	運輸	121,329	264.65	32,110,533	206.76	25,087,040	2.40
24	CREDICORP LTD	バミューダ	株式	銀行	1,896	21,728.55	41,197,346	11,946.36	22,650,310	2.17
25	CONTROLADORA VUELA CIA-ADR	メキシコ	株式	運輸	21,568	528.22	11,392,864	797.05	17,190,817	1.64
26	AMBEV SA	ブラジル	株式	食品・飲料・タバコ	72,318	333.76	24,136,891	233.18	16,863,118	1.61
27	BOA VISTA SERVICOS SA	ブラジル	株式	各種金融	63,983	220.69	14,120,920	246.56	15,776,077	1.51
28	AMBIPAR PARTICIPACOES E EMPR	ブラジル	株式	商業・専門サービス	32,553	487.16	15,858,640	458.58	14,928,204	1.43
29	GRUPO FINANCIERO BANORTE SAB DE CV	メキシコ	株式	銀行	33,650	489.41	16,468,714	437.76	14,730,826	1.41
30	CIA DE MINAS BUENAVENTUR-ADR	ペルー	株式	素材	11,096	1,540.75	17,096,251	1,327.37	14,728,542	1.41

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率をいいます。

投資有価証券の種類別投資比率

(2020年10月30日現在)

投資有価証券の種類	投資比率 (%)
株式	96.08
投資証券	3.48
合計	99.57

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額の比率をいいます。

投資株式の業種別投資比率

(2020年10月30日現在)

投資株式の種類	投資株式の業種	投資比率 (%)	
株式	外国	運輸	18.70
	小売	12.45	
	ソフトウェア・サービス	11.69	
	各種金融	11.34	
	エネルギー	6.83	
	銀行	6.81	
	食品・生活必需品小売り	6.03	
	素材	4.68	
	ヘルスケア機器・サービス	4.43	
	メディア・娯楽	3.62	
	資本財	2.74	
	電気通信サービス	2.52	
	食品・飲料・タバコ	1.61	
	商業・専門サービス	1.43	
	消費者サービス	1.21	
合計	96.08		

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該業種の評価額の比率をいいます。

- ② 投資不動産物件
該当事項はありません。

- ③ その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

欧州／中東／アフリカ新興国株ファンド（適格機関投資家限定）

(1) 投資状況

(2020年10月30日現在)

資産の種類	国・地域	時価合計（千円）	投資比率（％）
株式	ポーランド	257,118	19.22
	ロシア	216,421	16.18
	南アフリカ	182,576	13.65
	イギリス	158,805	11.87
	オランダ	143,552	10.73
	アメリカ	72,322	5.41
	キプロス	72,229	5.40
	ルクセンブルグ	56,050	4.19
	ポルトガル	49,472	3.70
	ハンガリー	39,563	2.96
	トルコ	38,804	2.90
		小 計	1,286,916
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		50,965	3.81
合計（純資産総額）		1,337,881	100.00

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額の比率をいいます。

（注2）時価合計の単位未満は切捨て。

(2) 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄 (全銘柄)

(2020年10月30日現在)

順位	銘柄名	国・地域	種類	業種	株数	帳簿価額		評価額		投資比率 (%)
						単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	CAPITEC BANK HOLDINGS LTD	南アフリカ	株式	銀行	10,360	7,980.91	82,682,313	7,566.46	78,388,555	5.86
2	LUKOIL PJSC-SPON-ADR	ロシア	株式	エネルギー	14,324	9,360.65	134,082,008	5,361.79	76,802,366	5.74
3	YANDEX NV-A	オランダ	株式	メディア・娯楽	12,199	3,984.21	48,603,427	6,160.93	75,157,307	5.62
4	NOVATEK PJSC-SPONS-GDR	ロシア	株式	エネルギー	5,653	14,676.42	82,965,837	12,980.86	73,380,802	5.48
5	EPAM SYSTEMS INC	アメリカ	株式	ソフトウェア・サービス	2,181	21,956.58	47,887,314	33,160.29	72,322,597	5.41
6	TCS GROUP HOLDING -REG S	キプロス	株式	銀行	28,832	1,818.35	52,426,760	2,505.16	72,229,061	5.40
7	X 5 RETAIL NV-REGS-GDR	オランダ	株式	食品・生活必需品小売り	18,629	3,194.48	59,510,042	3,671.45	68,395,628	5.11
8	NOVOLIPET STEEL-GDR	ロシア	株式	素材	27,750	2,132.79	59,185,033	2,386.97	66,238,473	4.95
9	AVAST PLC	イギリス	株式	ソフトウェア・サービス	84,918	629.94	53,493,606	661.64	56,185,399	4.20
10	ALLEGRO. EU SA	ルクセンブルグ	株式	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	24,714	1,894.70	46,825,732	2,267.95	56,050,279	4.19
11	CLICKS GROUP LIMITED	南アフリカ	株式	食品・生活必需品小売り	36,659	1,640.05	60,122,864	1,517.75	55,639,300	4.16
12	ANGLO AMERICAN PLC	イギリス	株式	素材	21,458	2,674.14	57,381,898	2,429.60	52,134,481	3.90
13	DINO POLSKA SA	ポーランド	株式	食品・生活必需品小売り	9,208	3,625.98	33,388,079	5,636.90	51,904,612	3.88
14	MONDI PLC	イギリス	株式	素材	25,397	2,072.59	52,637,724	1,987.86	50,485,810	3.77
15	JERONIMO MARTINS	ポルトガル	株式	食品・生活必需品小売り	29,298	1,786.03	52,327,291	1,688.58	49,472,177	3.70
16	NORTHAM PLATINUM LTD	南アフリカ	株式	素材	48,392	874.98	42,342,505	1,003.22	48,548,306	3.63
17	CD PROJEKT SA	ポーランド	株式	メディア・娯楽	4,716	7,773.70	36,660,780	9,342.06	44,057,155	3.29
18	11 BIT STUDIOS SA	ポーランド	株式	メディア・娯楽	3,308	11,989.50	39,661,282	12,535.25	41,466,607	3.10
19	GRUPA KETY SA	ポーランド	株式	素材	3,720	9,945.33	36,996,648	11,123.38	41,378,992	3.09
20	RICHTER GEDEON NYRT	ハンガリー	株式	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	18,772	1,934.97	36,323,388	2,107.56	39,563,210	2.96
21	LPP SA	ポーランド	株式	耐久消費財・アパレル	273	213,956.13	58,410,024	144,089.39	39,336,406	2.94
22	LIVECHAT SOFTWARE SA	ポーランド	株式	ソフトウェア・サービス	14,858	2,486.88	36,950,170	2,623.16	38,975,001	2.91
23	MIGROS TICARET A.S	トルコ	株式	食品・生活必需品小売り	78,091	332.86	25,993,900	496.90	38,804,198	2.90

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率をいいます。

投資有価証券の種類別投資比率

(2020年10月30日現在)

投資有価証券の種類	投資比率 (%)
株式	96.19
合計	96.19

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額の比率をいいます。

投資株式の業種別投資比率

(2020年10月30日現在)

投資株式の種類	投資株式の業種	投資比率 (%)	
株式	外国	食品・生活必需品小売り	19.75
		素材	19.34
		ソフトウェア・サービス	12.52
		メディア・娯楽	12.01
		銀行	11.26
		エネルギー	11.23
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4.19
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2.96
		耐久消費財・アパレル	2.94
	合計	96.19	

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該業種の評価額の比率をいいます。

- ② 投資不動産物件
該当事項はありません。

- ③ その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

(参考情報) 運用実績

●ダイワ/モルガン・スタンレー世界新興国株ファンド

2020年10月30日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	10,696円
純資産総額	93億円

基準価額の騰落率

期間	ファンド
1カ月間	1.7%
3カ月間	1.5%
6カ月間	21.2%
1年間	4.8%
3年間	-9.7%
5年間	10.5%
設定来	26.9%



※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。 ※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。 ※基準価額の計算において実質的な運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

分配の推移 (10,000口当たり、税引前)

決算期	直近1年間分配金合計額: 0円					設定来分配金合計額: 2,000円						
	第3期 09年4月	第4期 10年4月	第5期 11年4月	第6期 12年4月	第7期 13年4月	第8期 14年4月	第9期 15年4月	第10期 16年4月	第11期 17年4月	第12期 18年4月	第13期 19年4月	第14期 20年4月
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	200円	400円	0円	250円	550円	0円	0円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

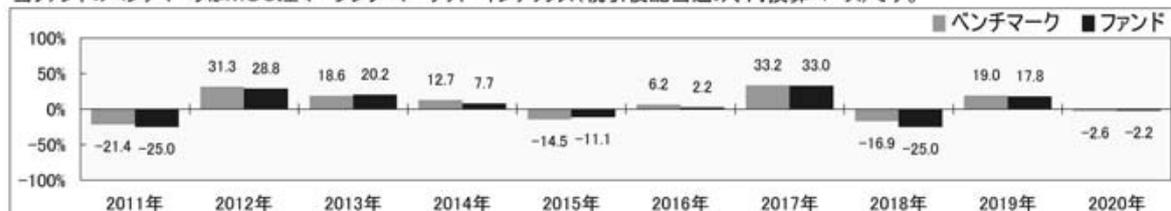
主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

組入上位10ファンド		
運用会社名	ファンド名	比率
大和アセットマネジメント	ダイワ・東アジア新興国株ファンド	65.9%
モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント	欧州/中東/アフリカ新興国株ファンド	14.3%
モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント	ラテン・アメリカ新興国株ファンド	11.2%
モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント	インド株ファンド	7.2%
合計		98.6%

年間収益率の推移

当ファンドのベンチマークはMSCI Emerging Market Index (税引後配当込み、円換算ベース)です。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。ベンチマークの「年間収益率」は上記ベンチマークのデータに基づき当社が計算したものです。
 ・2020年は10月30日までの騰落率を表しています。
 ・当該ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しており、ファンドの運用実績を表したものではありません。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

第2 管理及び運営

1 申込（販売）手続等

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

ただし、販売会社は、韓国取引所、台湾証券取引所、インドの金融商品取引所、ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、サンパウロ証券取引所またはヨハネスブルグ証券取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を申込受付日とする受益権の取得申込みの受け付けを行いません。

お買付価額（1万口当たり）は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

委託会社の各営業日の午後2時30分までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置をとった場合には、販売会社は、取得申込みの受け付けを中止することができるほか、すでに受付けた取得申込みを取消することができるものとします。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行いません。委託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行いません。

2 換金（解約）手続等

委託会社の各営業日の午後 2 時 30 分までに受付けた換金の申込み(当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを)、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

<一部解約>

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を 1 口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

ただし、販売会社は、韓国取引所、台湾証券取引所、インドの金融商品取引所、ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、サンパウロ証券取引所またはヨハネスブルグ証券取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を申込受付日とする一部解約の実行の請求の受け付けを行いません。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額（基準価額）は、販売会社または委託会社に問合わせるにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）
電話番号（コールセンター） 0120-106212
(営業日の 9:00～17:00)
- ・委託会社のホームページ
アドレス <https://www.daiwa-am.co.jp/>

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして、当該計算日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して 5 営業日目から受益者に支払います。

委託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。委託会社は、委託会社の指定する預金口座等に一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

3 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（注）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（注） 主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・投資対象ファンドの受益証券：計算日の基準価額で評価します。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）
電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の9:00～17:00）
- ・委託会社のホームページ
アドレス <https://www.daiwa-am.co.jp/>

(2) 保管

該当事項はありません。

(3) 信託期間

2006年4月19日から2021年4月16日までとします。ただし、(5)①により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(4) 計算期間

毎年4月19日から翌年4月18日までとします。ただし、最終計算期間は、2020年4月19日から2021年4月16日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

(5) その他

① 信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前1.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対し

て異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

4. 前3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、前1.の信託契約の解約をしません。
5. 委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 前3.から前5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前3.の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。
7. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、②の4.に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
9. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前1.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、前1.の信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1.から前5.までの規定にしたがいます。

③ 反対者の買取請求権

前①の1.から6.までの規定にしたがい信託契約の解約を行なう場合または前②の規定にしたがい信託約款の変更を行なう場合において、前①の3.または前②の3.の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

④ 運用報告書

1. 委託会社は、運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書(投資信託及び投資法人に関する法律第14条第4項に定める運用報告書)を毎計算期末に作成し、信託財産にかかる知られたる受益者

に対して交付します。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。

2. 委託会社は、運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書）を作成し、委託会社のホームページに掲載します。

・委託会社のホームページ

アドレス <https://www.daiwa-am.co.jp/>

3. 前 2. の規定にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

⑤ 公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.daiwa-am.co.jp/>

2. 前 1. の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑥ 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の 1 か月（または 3 か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に 1 年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

4 受益者の権利等

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

① 収益分配金および償還金にかかる請求権

受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、原則として決算日から起算して 5 営業日までに支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、原則として信託終了日から起算して 5 営業日までに支払います。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとし、

受益者が、収益分配金については支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

② 換金請求権

受益者は、保有する受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第3 ファンドの経理状況

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第14期計算期間（2019年4月19日から2020年4月20日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2020年5月29日

大和アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 深井 康治 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小林 英之 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワ／モルガン・スタンレー世界新興国株ファンドの2019年4月19日から2020年4月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワ／モルガン・スタンレー世界新興国株ファンドの2020年4月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1 財務諸表

ダイワ/モルガン・スタンレー世界新興国株ファンド

(1) 貸借対照表

	第13期	第14期
	2019年4月18日現在	2020年4月20日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	11,835,971	—
コール・ローン	98,843,779	245,293,630
投資信託受益証券	11,479,390,086	8,128,291,424
未収入金	50,000,000	—
流動資産合計	11,640,069,836	8,373,585,054
資産合計	11,640,069,836	8,373,585,054
負債の部		
流動負債		
未払解約金	13,891,189	4,800,398
未払受託者報酬	2,082,695	1,929,918
未払委託者報酬	58,316,835	54,039,391
その他未払費用	297,691	275,714
流動負債合計	74,588,410	61,045,421
負債合計	74,588,410	61,045,421
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	10,868,751,640	9,566,723,893
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△) ※2	696,729,786	△1,254,184,260
(分配準備積立金)	2,064,464,612	1,814,965,261
元本等合計	11,565,481,426	8,312,539,633
純資産合計	11,565,481,426	8,312,539,633
負債純資産合計	11,640,069,836	8,373,585,054

(2) 損益及び剰余金計算書

	第13期	第14期
	自2018年4月19日 至2019年4月18日	自2019年4月19日 至2020年4月20日
	金額(円)	金額(円)
営業収益		
受取配当金	—	77,095,505
受取利息	29	460
有価証券売買等損益	△1,535,253,881	△1,901,098,662
営業収益合計	△1,535,253,852	△1,824,002,697
営業費用		
支払利息	104,039	63,639
受託者報酬	4,559,657	3,890,427
委託者報酬	127,672,908	108,934,899
その他費用	669,031	561,160
営業費用合計	133,005,635	113,450,125
営業損失(△)	△1,668,259,487	△1,937,452,822
経常損失(△)	△1,668,259,487	△1,937,452,822
当期純損失(△)	△1,668,259,487	△1,937,452,822
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	△216,524,582	△71,532,113
期首剰余金又は期首欠損金(△)	2,400,543,608	696,729,786
剰余金増加額又は欠損金減少額	22,773,112	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	22,773,112	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	274,852,029	84,993,337
当期一部解約に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	274,852,029	84,206,158
当期追加信託に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	—	787,179
分配金 ※1	—	—
期末剰余金又は期末欠損金(△)	696,729,786	△1,254,184,260

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第 14 期	
	自 2019年4月19日 至 2020年4月20日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。	
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の配当落ち日において、確定配当金額を計上しております。	
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日 2020年4月18日及びその翌日が休日のため、当計算期間末日を2020年4月20日としております。このため、当計算期間は368日となっております。	

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第 13 期	第 14 期
	2019年4月18日現在	2020年4月20日現在
1. ※1 期首元本額	12,135,718,876 円	10,868,751,640 円
期中追加設定元本額	122,929,241 円	11,936,772 円
期中一部解約元本額	1,389,896,477 円	1,313,964,519 円
2. 計算期間末日における受益権の総数	10,868,751,640 口	9,566,723,893 口
3. ※2 元本の欠損	—————	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,254,184,260円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第13期	第14期
	自 2018年4月19日 至 2019年4月18日	自 2019年4月19日 至 2020年4月20日
※1 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(211,035,932円)及び分配準備積立金(2,064,464,612円)より分配対象額は2,275,500,544円(1万口当たり2,093.62円)であり、分配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(187,939,375円)及び分配準備積立金(1,814,965,261円)より分配対象額は2,002,904,636円(1万口当たり2,093.62円)であり、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区 分	第14期 自 2019年4月19日 至 2020年4月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、投資信託受益証券を通じて有価証券に投資しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク(価格変動、為替変動等)、信用リスク、流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

II 金融商品の時価等に関する事項

区 分	第14期 2020年4月20日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券

	重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
--	---

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	第 13 期 2019年4月18日現在	第 14 期 2020年4月20日現在
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	△1,110,450,328	△1,841,073,572
合計	△1,110,450,328	△1,841,073,572

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第 13 期 2019年4月18日現在	第 14 期 2020年4月20日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第 14 期 自 2019年4月19日 至 2020年4月20日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

(1 口当たり情報)

	第 13 期 2019年4月18日現在	第 14 期 2020年4月20日現在
1 口当たり純資産額	1.0641 円	0.8689 円
(1 万口当たり純資産額)	(10,641 円)	(8,689 円)

(4) 附属明細表

第 1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額 (円)	備考
投資信託受益証券	ダイワ・東アジア新興国株ファンド (適格機関投資家限定)	3,736,336,087	5,137,835,753	
	インド株ファンド (適格機関投資家限定)	489,956,535	571,436,306	
	ラテン・アメリカ新興国株ファンド (適格機関投資家限定)	1,338,443,866	1,021,366,514	
	欧州／中東／アフリカ新興国株ファンド (適格機関投資家限定)	1,666,252,803	1,397,652,851	

投資信託受益証券 合計		8,128,291,424	
合計		8,128,291,424	

投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「ダイワ・東アジア新興国株ファンド（適格機関投資家限定）」受益証券、「インド株ファンド（適格機関投資家限定）」受益証券、「ラテン・アメリカ新興国株ファンド（適格機関投資家限定）」受益証券及び「欧州／中東／アフリカ新興国株ファンド（適格機関投資家限定）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は次のとおりであります。

「ダイワ・東アジア新興国株ファンド（適格機関投資家限定）」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

ファンドの経理状況

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、第14期計算期間（2018年12月11日から2019年12月9日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

その監査報告書は、該当する財務諸表の直前に添付しております。

財務諸表

ダイワ・東アジア新興国株ファンド (適格機関投資家限定)

(1) 貸借対照表

	第13期	第14期
	2018年12月10日現在	2019年12月9日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	53,987,087	75,079,144
コール・ローン	59,845,165	151,218,022
株式	5,482,757,938	5,249,741,101
派生商品評価勘定	268,750	—
未収入金	221,320,695	—
未収配当金	111,395	2,520,623
流動資産合計	5,818,291,030	5,478,558,890
資産合計	5,818,291,030	5,478,558,890
負債の部		
流動負債		
未払金	46,120,792	—
未払収益分配金	—	77,095,505
未払解約金	99,999,999	—
未払受託者報酬	1,452,017	1,149,883
未払委託者報酬	33,579,070	26,592,158
その他未払費用	182,701	145,294
流動負債合計	181,334,579	104,982,840
負債合計	181,334,579	104,982,840
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	4,271,261,092	3,854,775,274
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	1,365,695,359	1,518,800,776
(分配準備積立金)	2,599,312,448	2,319,304,953
元本等合計	5,636,956,451	5,373,576,050
純資産合計	5,636,956,451	5,373,576,050
負債純資産合計	5,818,291,030	5,478,558,890

(2) 損益及び剰余金計算書

	第13期	第14期
	自 2017年12月9日 至 2018年12月10日	自 2018年12月11日 至 2019年12月9日
	金額 (円)	金額 (円)
営業収益		
受取配当金	115,579,480	109,198,050
配当株式 ※1	503,700	—
受取利息	190,510	115,789
有価証券売買等損益	△1,556,139,510	570,146,119
為替差損益	△237,607,551	△221,352,448
営業収益合計	△1,677,473,371	458,107,510
営業費用		
支払利息	57,241	37,002
受託者報酬	3,284,684	2,365,061
委託者報酬	75,960,637	54,694,270
その他費用 ※2	8,743,845	7,296,077
営業費用合計	88,046,407	64,392,410
営業利益又は営業損失 (△)	△1,765,519,778	393,715,100
経常利益又は経常損失 (△)	△1,765,519,778	393,715,100
当期純利益又は当期純損失 (△)	△1,765,519,778	393,715,100
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	△115,092,499	34,858,532
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	3,555,665,546	1,365,695,359
剰余金増加額又は欠損金減少額	445,806,171	27,886,349
当期追加信託に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	445,806,171	27,886,349
剰余金減少額又は欠損金増加額	985,349,079	156,541,995
当期一部解約に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	985,349,079	156,541,995
分配金 ※3	—	77,095,505
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	1,365,695,359	1,518,800,776

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第 14 期 自 2018 年 12 月 11 日 至 2019 年 12 月 9 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。</p>
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）第 60 条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第 61 条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p> <p>(2) 計算期間末日</p> <p>2018 年 12 月 8 日及びその翌日が休日のため、前計算期間末日を 2018 年 12 月 10 日としており、2019 年 12 月 8 日が休日のため、当計算期間末日を 2019 年 12 月 9 日としております。このため、当計算期間は 364 日となっております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第13期 2018年12月10日現在	第14期 2019年12月9日現在
1. ※1 期首元本額	4,936,810,658円	4,271,261,092円
期中追加設定元本額	704,193,833円	72,113,652円
期中一部解約元本額	1,369,743,399円	488,599,470円
2. 計算期間末日における受益権 の総数	4,271,261,092口	3,854,775,274口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第13期 自 2017年12月9日 至 2018年12月10日	第14期 自 2018年12月11日 至 2019年12月9日
1. ※1 配当株式	外国株式の発行会社が行う株式配当によるものであります。	—
2. ※2 その他費用	主に、海外カストディアンに対するカストディフィーであります。	主に、海外カストディアンに対するカストディフィーであります。
3. ※3 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(24,279,666円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(873,254,041円)及び分配準備積立金(2,575,032,782円)より分配対象額は3,472,566,489円(1万口当たり8,130.07円)であり、分配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(91,524,755円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(829,089,016円)及び分配準備積立金(2,304,875,703円)より分配対象額は3,225,489,474円(1万口当たり8,367.52円)であり、うち77,095,505円(1万口当たり200円)を分配金額としております。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区 分	第 14 期	
	自 2018 年 12 月 11 日 至 2019 年 12 月 9 日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。	
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。 外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。	
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。	

II 金融商品の時価等に関する事項

区 分	第 14 期	
	2019 年 12 月 9 日現在	
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 金融商品の時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。	

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	第 13 期	第 14 期
	2018 年 12 月 10 日現在	2019 年 12 月 9 日現在
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
株式	△557,032,188	432,724,571
合計	△557,032,188	432,724,571

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

種 類	第13期 2018年12月10日 現在				第14期 2019年12月9日 現在			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売 建	133,178,750	—	132,910,000	268,750	—	—	—	—
アメリカ・ドル	39,460,750	—	39,375,000	85,750	—	—	—	—
香港・ドル	93,718,000	—	93,535,000	183,000	—	—	—	—
合計	133,178,750	—	132,910,000	268,750	—	—	—	—

(注) 1. 時価の算定方法

- (1) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のよう
に評価しております。
 - ① 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されて
いる場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - ② 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されて
いない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されてい
る場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物
相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されてい
ない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を
用いております。
- (2) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期
間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

第14期 自 2018年12月11日 至 2019年12月9日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれ ていないため、該当事項はありません。

(1 口当たり情報)

	第13期 2018年12月10日現在	第14期 2019年12月9日現在
1 口当たり純資産額 (1 万口当たり純資産額)	1.3197 円 (13,197 円)	1.3940 円 (13,940 円)

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル	NEW ORIENTAL EDUCATIO-SP ADR	株 4,900	アメリカ・ドル 120.790	アメリカ・ドル 591,871.000	
	ALIBABA GROUP HOLDING-SP ADR	16,900	201.890	3,411,941.000	
アメリカ・ドル 小計				アメリカ・ドル 4,003,812.000 (434,813,983)	
インドネシア・ルピア	BANK TABUNGAN PENSUNAN NASI	株 2,142,000	インドネシア・ルピア 3,940.000	インドネシア・ルピア 8,439,480,000.000	
	INDOFOOD CBP SUKSES MAKMUR T	561,600	11,425.000	6,416,280,000.000	
インドネシア・ルピア 小計				インドネシア・ルピア 14,855,760,000.000 (115,874,928)	
オフショア・人民元	VENUSTECH GROUP INC-A	株 119,922	オフショア・人民元 30.880	オフショア・人民元 3,703,191.360	
	AIER EYE HOSPITAL GROUP CO-A	111,625	41.300	4,610,112.500	
	CHINA STATE CONSTRUCTION -A	564,200	5.100	2,877,420.000	
	HUNDSUN TECHNOLOGIES INC-A	50,331	73.770	3,712,917.870	
	CHANGCHUN HIGH & NEW TECH-A	7,500	445.990	3,344,925.000	
オフショア・人民元 小計				オフショア・人民元 18,248,566.730 (281,940,356)	
タイ・バーツ	TISCO FINANCIAL-FOREIGN	株 142,700	タイ・バーツ 95.500	タイ・バーツ 13,627,850.000	
	HOME PRODUCT CENTER PCL-FOR	860,000	16.200	13,932,000.000	
	BANGKOK BANK PUBLIC CO-NVDR	83,400	169.500	14,136,300.000	
タイ・バーツ 小計				タイ・バーツ 41,696,150.000 (149,272,217)	
フィリピン・ペソ	SECURITY BANK CORP	株 55,980	フィリピン・ペソ 195.800	フィリピン・ペソ 10,960,884.000	
フィリピン・ペソ 小計				フィリピン・ペソ 10,960,884.000 (23,456,292)	
マレーシア・リンギット	SYARIKAT TAKAFUL MALAYSIA KE	株 318,500	マレーシア・リンギット 5.850	マレーシア・リンギット 1,863,225.000	
マレーシア・リンギット 小計				マレーシア・リンギット 1,863,225.000	

				(48,611,540)
韓国・ウォン		株	韓国・ウォン	韓国・ウォン
	SK HYNIX INC	8,300	80,600.000	668,980,000.000
	HYUNDAI MOTOR CO	4,400	118,500.000	521,400,000.000
	BGF RETAIL CO LTD	5,487	163,500.000	897,124,500.000
	HYUNDAI MOBIS CO LTD	2,700	246,500.000	665,550,000.000
	SAMSUNG ENGINEERING CO LTD	37,000	19,000.000	703,000,000.000
	NCSOFT CORP	1,100	539,000.000	592,900,000.000
	KB FINANCIAL GROUP INC	13,000	47,000.000	611,000,000.000
	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	81,300	50,400.000	4,097,520,000.000
	LG ELECTRONICS INC	8,300	70,200.000	582,660,000.000
	SOULBRAIN CO LTD	7,600	71,500.000	543,400,000.000
	HANA FINANCIAL GROUP	14,700	35,800.000	526,260,000.000
韓国・ウォン 小計				韓国・ウォン 10,409,794,500.000 (951,455,217)
香港・ドル		株	香港・ドル	香港・ドル
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	72,000	52.250	3,762,000.000
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	32,000	113.700	3,638,400.000
	NEW WORLD DEVELOPMENT	373,000	10.200	3,804,600.000
	WH GROUP LTD	505,000	8.280	4,181,400.000
	CHINA GAS HOLDINGS LTD	116,000	29.050	3,369,800.000
	DONGFENG MOTOR GRP CO LTD-H	500,000	7.530	3,765,000.000
	HANG LUNG PROPERTIES LTD	212,000	16.460	3,489,520.000
	TENCENT HOLDINGS LTD	73,900	335.600	24,800,840.000
	CHINA UNICOM HONG KONG LTD	888,000	6.890	6,118,320.000
	SHIMAO PROPERTY HOLDINGS LTD	160,000	29.000	4,640,000.000
	XINYI GLASS HOLDINGS LTD	440,000	9.200	4,048,000.000
	CNOOC LTD	330,000	11.300	3,729,000.000
	ANHUI CONCH CEMENT CO LTD-H	161,500	51.900	8,381,850.000
	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	1,260,000	6.290	7,925,400.000
	CHINA MOBILE LTD	55,000	59.300	3,261,500.000
	CHINA YUHUA EDUCATION CORP L	994,000	5.350	5,317,900.000
	WUXI BIOLOGICS CAYMAN INC	22,000	91.800	2,019,600.000
	MEITUAN DIANPING-CLASS B	18,200	103.600	1,885,520.000
	WUXI APTEC CO LTD-H	46,000	96.350	4,432,100.000
	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	85,000	89.800	7,633,000.000
	SANDS CHINA LTD	90,000	37.400	3,366,000.000
	SHENZHOU INTERNATIONAL GROUP	34,000	108.000	3,672,000.000
	CHINA MENGNIU DAIRY CO	140,000	30.600	4,284,000.000
	LI NING CO LTD	157,500	26.100	4,110,750.000
	WEICHAI POWER CO LTD-H	310,000	14.300	4,433,000.000
	CHINA LIFE INSURANCE CO-H	209,000	20.100	4,200,900.000
	LENOVO GROUP LTD	694,000	5.020	3,483,880.000
	BRILLIANCE CHINA AUTOMOTIVE	430,000	8.630	3,710,900.000
	LONGFOR GROUP HOLDINGS LTD	123,000	31.950	3,929,850.000
香港・ドル 小計				香港・ドル 145,395,030.000 (2,016,629,066)
台湾・ドル		株	台湾・ドル	台湾・ドル
	WIWYNN CORP	25,000	575.000	14,375,000.000
	AIRTAC INTERNATIONAL GROUP	38,000	451.500	17,157,000.000
	QUANTA COMPUTER INC	245,000	61.200	14,994,000.000
	MEDIATEK INC	40,000	415.000	16,600,000.000

	MEGA FINANCIAL HOLDING CO LT	510,000	30.050	15,325,500.000	
	CTBC FINANCIAL HOLDING CO LT	1,400,000	21.900	30,660,000.000	
	LARGAN PRECISION CO LTD	4,000	4,690.000	18,760,000.000	
	ASPEED TECHNOLOGY INC	18,000	890.000	16,020,000.000	
	CHAILEASE HOLDING CO LTD	215,810	134.000	28,918,540.000	
	CTCI CORP	716,000	39.500	28,282,000.000	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	436,000	313.000	136,468,000.000	
	PRESIDENT CHAIN STORE CORP	24,000	304.000	7,296,000.000	
台湾・ドル	小計			台湾・ドル 344,856,040.000 (1,227,687,502)	
合計				5,249,741,101 [5,249,741,101]	

(2) 株式以外の有価証券
該当事項はありません。

- (注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における () 内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における [] 内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	株式 2 銘柄	100%	8.3%
インドネシア・ルピア	株式 2 銘柄	100%	2.2%
オフショア・人民元	株式 5 銘柄	100%	5.4%
タイ・バーツ	株式 3 銘柄	100%	2.8%
フィリピン・ペソ	株式 1 銘柄	100%	0.4%
マレーシア・リングgit	株式 1 銘柄	100%	0.9%
韓国・ウォン	株式 11 銘柄	100%	18.1%
香港・ドル	株式 29 銘柄	100%	38.5%
台湾・ドル	株式 12 銘柄	100%	23.4%

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

「インド株ファンド（適格機関投資家限定）」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

● ファンドの経理状況

(1) ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) ファンドは、当社の委嘱に基づき、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に準じて、第 14 期計算期間（平成 30 年 12 月 11 日から令和 1 年 12 月 9 日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

財務諸表

インド株ファンド
(適格機関投資家限定)

(1) 貸借対照表

項 目	第13期 (平成30年12月10日現在)	第14期 (令和1年12月9日現在)
	金額 (円)	金額 (円)
資産の部		
I 流動資産		
預金	39,500,082	11,880,266
コール・ローン	1,328,362	1,361,848
株式	1,081,528,468	895,808,049
未収入金	9,039,308	—
流動資産合計	1,131,396,220	909,050,163
資産合計	1,131,396,220	909,050,163
負債の部		
I 流動負債		
未払金	6,128,824	—
未払受託者報酬	246,448	197,691
未払委託者報酬	5,945,457	4,769,174
未払利息	3	2
その他未払費用	570,462	454,393
流動負債合計	12,891,194	5,421,260
負債合計	12,891,194	5,421,260
純資産の部		
I 元本等		
元本	616,182,593	516,932,526
剰余金		
期末剰余金または欠損金 (△)	502,322,433	386,696,377
(うち分配準備積立金)	(476,737,056)	(399,948,609)
純資産合計	1,118,505,026	903,628,903
負債・純資産合計	1,131,396,220	909,050,163

(2) 損益及び剰余金計算書

項 目	第13期 自 平成29年12月 9 日 至 平成30年12月10日	第14期 自 平成30年12月11日 至 令和 1 年12月 9 日
	金額 (円)	金額 (円)
I 営業収益		
受取配当金	12,269,212	10,952,220
受取利息	6	519
有価証券売買等損益	△60,958,798	10,002,886
為替差損益	△119,900,661	△46,680,581
その他収益	14	7
営業収益合計	△168,590,227	△25,724,949
II 営業費用		
支払利息	1,205	1,001
受託者報酬	534,318	423,000
委託者報酬	12,890,307	10,204,614
その他費用	8,363,480	8,522,564
営業費用合計	21,789,310	19,151,179
営業利益金額または損失金額 (△)	△190,379,537	△44,876,128
経常利益金額または損失金額 (△)	△190,379,537	△44,876,128
当期純利益金額または純損失金額 (△)	△190,379,537	△44,876,128
III 一部解約に伴う当期純利益金額または 純損失金額 (△) 分配額	△8,788,412	△10,159,577
IV 期首剰余金または欠損金 (△)	770,589,551	502,322,433
V 剰余金増加額	76,427,310	—
(当期追加信託に伴う剰余金増加額)	(76,427,310)	(—)
VI 剰余金減少額	163,103,303	80,909,505
(当期一部解約に伴う剰余金減少額)	(163,103,303)	(80,909,505)
VII 期末剰余金または欠損金 (△)	502,322,433	386,696,377

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準および評価方法	<p>組入有価証券については移動平均法に基づき、以下のとおり、原則として時価で評価しております。</p> <p>① 金融商品取引所に上場されている有価証券 金融商品取引所に上場されている有価証券は、原則として、金融商品取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券等の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>計算期間末日に当該金融商品取引所の最終相場がない場合は、当該金融商品取引所における直近の日の最終相場もしくは当該金融商品取引所における計算期間末日または直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>② 金融商品取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし売気配相場は使用しない）または、価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>③ 時価が入手できなかった有価証券 適正な時価を入手できなかった場合、または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額、もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ取引等の評価基準および評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、原則として計算期間末日において、為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は当該仲値、仲値が発表されていない場合には、発表されている先物相場のうち、受渡日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。</p>
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
4. 収益および費用の計上基準	<p>受取配当金 原則として、株式の配当落ち日に予想配当金額を計上し、差額の発生した場合には入金時に計上しております。</p>

<p>5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>(1) 外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。</p> <p>(2) 計算期間の取扱い ファンドの計算期間は、令和1年12月8日が休日のため、平成30年12月11日から令和1年12月9日までとなっております。</p>
-----------------------------------	--

(貸借対照表に関する注記)

	第13期 (平成30年12月10日現在)	第14期 (令和1年12月9日)
1. 当該計算期間の末日における受益権総数	616,182,593口	516,932,526口
2. 1口当たり純資産額	1.8152円	1.7481円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第13期 自 平成29年12月9日 至 平成30年12月10日	第14期 自 平成30年12月11日 至 令和1年12月9日																																				
<p>1. 信託財産の運用の指図にかかる権限の全部または一部を委託するために要する費用として、残余利益分配法で計算された独立企業間価格を委託者報酬の中から支弁しています。</p> <p>2. 分配金の計算過程 投資信託約款に基づき計算した分配可能額は737,017,659円であるが、基準価額水準、市況動向および収益分配方針を勘案し、分配を行っておりません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>金額 (円)</th> <th>1万口当たり (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 配当等収益</td> <td>0</td> <td>0.00</td> </tr> <tr> <td>B. 有価証券 売買等損益</td> <td>0</td> <td>0.00</td> </tr> <tr> <td>C. 収益調整金</td> <td>260,280,603</td> <td>4,224.08</td> </tr> <tr> <td>D. 分配準備 積立金</td> <td>476,737,056</td> <td>7,736.94</td> </tr> <tr> <td>分配可能額</td> <td>737,017,659</td> <td>11,961.02</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. その他費用 監査報酬およびカストディー・フィー等の費用を計上しております。</p> <p>4. 剰余金増加額および剰余金減少額 当期追加信託に伴う剰余金増加額および当期一部解約に伴う剰余金減少額は、それぞれ剰余金減少額および剰余金増加額を差し引いた純額で表示しております。</p>		金額 (円)	1万口当たり (円)	A. 配当等収益	0	0.00	B. 有価証券 売買等損益	0	0.00	C. 収益調整金	260,280,603	4,224.08	D. 分配準備 積立金	476,737,056	7,736.94	分配可能額	737,017,659	11,961.02	<p>1. 信託財産の運用の指図にかかる権限の全部または一部を委託するために要する費用として、残余利益分配法で計算された独立企業間価格を委託者報酬の中から支弁しています。</p> <p>2. 分配金の計算過程 投資信託約款に基づき計算した分配可能額は618,305,592円であるが、基準価額水準、市況動向および収益分配方針を勘案し、分配を行っておりません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>金額 (円)</th> <th>1万口当たり (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 配当等収益</td> <td>0</td> <td>0.00</td> </tr> <tr> <td>B. 有価証券 売買等損益</td> <td>0</td> <td>0.00</td> </tr> <tr> <td>C. 収益調整金</td> <td>218,356,983</td> <td>4,224.09</td> </tr> <tr> <td>D. 分配準備 積立金</td> <td>399,948,609</td> <td>7,736.95</td> </tr> <tr> <td>分配可能額</td> <td>618,305,592</td> <td>11,961.04</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. その他費用 監査報酬およびカストディー・フィー等の費用を計上しております。</p> <p>4. 剰余金減少額 当期一部解約に伴う剰余金減少額は、剰余金増加額を差し引いた純額で表示しております。</p>		金額 (円)	1万口当たり (円)	A. 配当等収益	0	0.00	B. 有価証券 売買等損益	0	0.00	C. 収益調整金	218,356,983	4,224.09	D. 分配準備 積立金	399,948,609	7,736.95	分配可能額	618,305,592	11,961.04
	金額 (円)	1万口当たり (円)																																			
A. 配当等収益	0	0.00																																			
B. 有価証券 売買等損益	0	0.00																																			
C. 収益調整金	260,280,603	4,224.08																																			
D. 分配準備 積立金	476,737,056	7,736.94																																			
分配可能額	737,017,659	11,961.02																																			
	金額 (円)	1万口当たり (円)																																			
A. 配当等収益	0	0.00																																			
B. 有価証券 売買等損益	0	0.00																																			
C. 収益調整金	218,356,983	4,224.09																																			
D. 分配準備 積立金	399,948,609	7,736.95																																			
分配可能額	618,305,592	11,961.04																																			

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容および金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務であります。 これらは、有価証券の価格変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、解約による資金流出に伴うリスクなどの流動性リスク、および信用リスクなどに晒されております。 なお、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は為替予約取引であります。為替予約取引は為替相場の変動によるリスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制 ポートフォリオ・リスク・モニタリング体制として、当社グループの横断的な組織であるグローバル・リスク・アンド・アナリシス部門がファンドのパフォーマンスおよびリスク値を分析しております。その結果、異常値を認めた場合には、当社のリスク・マネジメント委員会にその事実を報告し、詳細な調査を行うよう指示を行います。これを受けて、リスク管理規程に基づき、同委員会が当該ファンドの調査を行い、運用状況に問題があると判断した場合には、運用担当者にポートフォリオの精査を行うよう要請いたします。 売買執行体制として、運用部門内の運用チームとは分離されたトレーディング・チームが売買を執行いたします。運用チームとトレーディング・チームを分離することにより、売買執行における効率性を追求するとともに、相互牽制体制を確立しております。 コンプライアンス体制として、法務・コンプライアンス部及びポートフォリオ・サーベイランス・チームが、ファンドの運用ガイドライン、社内規程、運用に係る各種関連規制および法令等の遵守状況を監視し、必要に応じて運用部門への指導・勧告を行います。

2. 金融商品の時価等に関する事項

第13期 (平成30年12月10日現在)	第14期 (令和1年12月9日)
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額 貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額 貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法 ① 株式 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 ② 上記以外の金銭債権および金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	2. 時価の算定方法 ① 株式 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 ② 上記以外の金銭債権および金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。	3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 本報告書における開示対象ファンドの当該計算期間における元本額の変動

	第13期 自 平成29年12月9日 至 平成30年12月10日	第14期 自 平成30年12月11日 至 令和1年12月9日
期首元本額	688,295,007 円	616,182,593 円
期中追加設定元本額	73,572,690 円	0 円
期中一部解約元本額	145,685,104 円	99,250,067 円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第13期 (平成30年12月10日現在)	第14期 (令和1年12月9日現在)
	最終の計算期間の損益に含まれた評 価差額 (円)	最終の計算期間の損益に含まれた評 価差額 (円)
株式	△67,528,553	51,480,158
合計	△67,528,553	51,480,158

3. デリバティブ取引等関係

① ヘッジ会計が適用されていないもの
該当事項はありません。

② ヘッジ会計が適用されているもの
該当事項はありません。

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

次表のとおりです。

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

該当事項はありません。

有価証券明細表（株式）

インド株ファンド（適格機関投資家限定）

令和1年12月9日現在

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	米ドル	HDFC BANK LTD-ADR	12,074	62.39	753,296.86	
	計	銘柄数： 1			753,296.86	
					(81,808,038)	
		組入時価比率： 9.1%			9.1%	
	インドルピー	SHREE CEMENT LTD	2,663	20,304.70	54,071,416.10	
		LARSEN&TOUBRO LIMITED	34,489	1,290.80	44,518,401.20	
		EICHER MOTORS LTD	2,410	20,920.00	50,417,200.00	
		AXIS BANK LTD	60,039	717.60	43,083,986.40	
		ICICI BANK LTD	100,063	524.80	52,513,062.40	
		INDUSIND BANK LIMITED	25,436	1,465.85	37,285,360.60	
		STATE BANK OF INDIA	104,122	320.00	33,319,040.00	
		L&T FINANCE HOLDINGS LTD	447,265	113.10	50,585,671.50	
		ICICI PRUDENTIAL LIFE INSURA	101,111	492.45	49,792,111.95	
		SBI LIFE INSURANCE CO LTD	23,298	964.20	22,463,931.60	
		INFOSYS LTD	63,260	715.10	45,237,226.00	
		TATA CONSULTANCY SVCS LTD	22,951	2,123.60	48,738,743.60	
	計	銘柄数： 12			532,026,151.35	
					(814,000,011)	
		組入時価比率： 90.1%			90.9%	
	合計				895,808,049	
					(895,808,049)	

(注1) 通貨種類毎の計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計金額欄の（ ）は、外貨建有価証券に関わるもので、内書であります。

(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各計欄の合計金額に対する比率であります。

「ラテン・アメリカ新興国株ファンド（適格機関投資家限定）」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

ファンドの経理状況

- (1) ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) ファンドは、当社の委嘱に基づき、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に準じて、第 14 期計算期間（平成 30 年 12 月 11 日から令和 1 年 12 月 9 日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

ラテン・アメリカ新興国株ファンド
(適格機関投資家限定)

(1) 貸借対照表

項 目	第13期 (平成30年12月10日現在)	第14期 (令和1年12月9日現在)
	金額 (円)	金額 (円)
資産の部		
I 流動資産		
預金	44,268,463	78,219,741
コール・ローン	452,345	16,179
株式	2,000,664,626	1,665,864,339
新株予約権証券	430,874	—
投資証券	—	13,643,246
派生商品評価勘定	12,673	16,145
未収入金	—	115,162,895
未収配当金	2,534,540	2,792,882
流動資産合計	2,048,363,521	1,875,715,427
資産合計	2,048,363,521	1,875,715,427
負債の部		
I 流動負債		
未払解約金	—	149,999,999
未払受託者報酬	431,729	425,727
未払委託者報酬	10,415,424	10,270,639
未払利息	1	—
その他未払費用	644,453	623,356
流動負債合計	11,491,607	161,319,721
負債合計	11,491,607	161,319,721
純資産の部		
I 元本等		
元本	1,826,424,228	1,377,807,746
剰余金		
期末剰余金または欠損金 (△)	210,447,686	336,587,960
(うち分配準備積立金)	(708,950,375)	(576,872,772)
純資産合計	2,036,871,914	1,714,395,706
負債・純資産合計	2,048,363,521	1,875,715,427

(2) 損益及び剰余金計算書

項 目	第13期 自 平成29年12月9日 至 平成30年12月10日	第14期 自 平成30年12月11日 至 令和1年12月9日
	金額 (円)	金額 (円)
I 営業収益		
受取配当金	59,183,947	53,982,254
受取利息	6,955	11,858
有価証券売買等損益	118,637,022	320,991,774
為替差損益	△249,593,574	△119,112,300
その他収益	48	—
営業収益合計	△71,765,602	255,873,586
II 営業費用		
支払利息	6,031	149
受託者報酬	987,859	879,233
委託者報酬	23,831,956	21,211,465
その他費用	8,596,790	6,258,953
営業費用合計	33,422,636	28,349,800
営業利益金額または損失金額 (△)	△105,188,238	227,523,786
経常利益金額または損失金額 (△)	△105,188,238	227,523,786
当期純利益金額または純損失金額 (△)	△105,188,238	227,523,786
III 一部解約に伴う当期純利益金額または純損失金額 (△) 分配額	△10,529,015	49,691,373
IV 期首剰余金または欠損金 (△)	418,317,461	210,447,686
V 剰余金増加額		
(当期追加信託に伴う剰余金増加額)	(79,760,881)	(—)
VI 剰余金減少額	192,971,433	51,692,139
(当期一部解約に伴う剰余金減少額)	(192,971,433)	(51,692,139)
VII 期末剰余金または欠損金 (△)	210,447,686	

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準および評価方法	<p>組入有価証券（株式、新株予約権証券、投資証券）については移動平均法に基づき、以下のとおり、原則として時価で評価しております。</p> <p>① 金融商品取引所に上場されている有価証券 金融商品取引所に上場されている有価証券は、原則として、金融商品取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券等の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 計算期間末日に当該金融商品取引所の最終相場がない場合は、当該金融商品取引所における直近の日の最終相場もしくは当該金融商品取引所における計算期間末日または直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>② 金融商品取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし売気配相場は使用しない）または、価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>③ 時価が入手できなかった有価証券 適正な時価を入手できなかった場合、または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額、もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ取引等の評価基準および評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算期間末日において、為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は当該仲値、仲値が発表されていない場合には、発表されている先物相場のうち、受渡日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。</p>
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
4. 収益および費用の計上基準	<p>受取配当金 原則として、株式および投資証券の配当落ち日に予想配当金額を計上し、差額の発生した場合には入金時に計上しております。</p>
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。</p> <p>(2) 計算期間の取扱い ファンドの計算期間は、令和1年12月8日が休日のため、平成30年12月11日から令和1年12月9日までとなっております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

	第13期 (平成30年12月10日現在)	第14期 (令和1年12月9日現在)
--	-------------------------	-----------------------

1. 当該計算期間の末日における受益権総数	1, 826, 424, 228口	1, 377, 807, 746口
2. 1口当たり純資産額	1.1152 円	1.2443 円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第13期 自 平成29年12月9日 至 平成30年12月10日			第14期 自 平成30年12月11日 至 令和1年12月9日		
<p>1. 信託財産の運用の指図にかかる権限の全部または一部を委託するために要する費用として、残余利益分配法で計算された独立企業間価格を委託者報酬の中から支弁しています。</p> <p>2. 分配金の計算過程 投資信託約款に基づき計算した分配可能額は1,547,459,906円であるが、基準価額水準、市況動向および収益分配方針を勘案し、分配を行っておりません。</p>			<p>1. 信託財産の運用の指図にかかる権限の全部または一部を委託するために要する費用として、残余利益分配法で計算された独立企業間価格を委託者報酬の中から支弁しています。</p> <p>2. 分配金の計算過程 投資信託約款に基づき計算した分配可能額は1,209,419,711円であるが、基準価額水準、市況動向および収益分配方針を勘案し、分配を行っておりません。</p>		
	金額 (円)	1万口当たり (円)		金額 (円)	1万口当たり (円)
A. 配当等収益	17,643,715	96.60	A. 配当等収益	42,061,451	305.27
B. 有価証券 売買等損益	—	—	B. 有価証券 売買等損益	—	—
C. 収益調整金	838,509,531	4,590.98	C. 収益調整金	632,546,939	4,590.96
D. 分配準備 積立金	691,306,660	3,785.02	D. 分配準備 積立金	534,811,321	3,881.60
分配可能額	1,547,459,906	8,472.60	分配可能額	1,209,419,711	8,777.83
<p>3. その他費用 監査報酬およびカストディー・フィー等の費用を計上しております。</p> <p>4. 配当株式 外国株式の発行会社が行う株式配当によるものです。</p> <p>5. 剰余金増加額および剰余金減少額 当期追加信託に伴う剰余金増加額および当期一部解約に伴う剰余金減少額は、それぞれ剰余金減少額および剰余金増加額を差し引いた純額で表示しております。</p>			<p>3. その他費用 監査報酬およびカストディー・フィー等の費用を計上しております。</p> <p>4. 配当株式 外国株式の発行会社が行う株式配当によるものです。</p> <p>5. 剰余金減少額 当期一部解約に伴う剰余金減少額は、剰余金増加額を差し引いた純額で表示しております。</p>		

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

<p>1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p>
<p>2. 金融商品の内容および金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務であります。 これらは、有価証券の価格変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、解約による資金流出に伴うリスクなどの流動性リスク、および信用リスクなどに晒されております。 なお、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は為替予約取引であります。為替予約取引は為替相場の変動によるリスクを有しております。</p>
<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 ポートフォリオ・リスク・モニタリング体制として、当社グループの横断的な組織であるグローバル・リスク・アンド・アナリシス部門がファンドのパフォーマンスおよびリスク値を分析しております。その結果、異常値を認めた場合には、当社のリスク・マネジメント委員会にその事実を報告し、詳細な調査を行うよう指示を行います。これを受けて、リスク管理規程に基づき、同委員会が当該ファンドの調査を行い、運用状況に問題があると判断した場合には、運用担当者にポートフォリオの精査を行うよう要請いたします。 売買執行体制として、運用部門内の運用チームとは分離されたトレーディング・チームが売買を執行いたします。運用チームとトレーディング・チームを分離することにより、売買執行における効率性を追求するとともに、相互牽制体制を確立しております。 コンプライアンス体制として、法務・コンプライアンス部及びポートフォリオ・サーベイランス・チームが、ファンドの運用ガイドライン、社内規程、運用に係る各種関連規制および法令等の遵守状況を監視し、必要に応じて運用部門への指導・勧告を行います。</p>

2. 金融商品の時価等に関する事項

第13期 (平成30年12月10日現在)	第14期 (令和1年12月9日現在)
<p>1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額 貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額 貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>
<p>2. 時価の算定方法 ① 株式、新株予約権証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 ② デリバティブ取引 「(その他の注記) 3. デリバティブ取引等関係」に記載しております。 ③ 上記以外の金銭債権および金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>	<p>2. 時価の算定方法 ① 株式、投資証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 ③ デリバティブ取引 「(その他の注記) 3. デリバティブ取引等関係」に記載しております。 ③ 上記以外の金銭債権および金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>
<p>3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	<p>3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>

(関連当事者との取引に関する注記)
該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)
該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 本報告書における開示対象ファンドの当該計算期間における元本額の変動

	第13期 自 平成29年12月9日 至 平成30年12月10日	第14期 自 平成30年12月11日 至 令和1年12月9日
期首元本額	2,243,742,685 円	1,826,424,228 円
期中追加設定元本額	640,239,120 円	－円
期中一部解約元本額	1,057,557,577 円	448,616,482 円

2. 有価証券関係
売買目的有価証券

種類	第13期 (平成30年12月10日現在)	第14期 (令和1年12月9日現在)
	最終の計算期間の損益に含まれた評 価差額 (円)	最終の計算期間の損益に含まれた評 価差額 (円)
株式	80,272,471	273,493,717
新株予約権証券	68,464	－
投資証券	－	△315,000
合計	80,340,935	273,178,717

3. デリバティブ取引等関係

① ヘッジ会計が適用されていないもの 通貨関連

区分	種類	第13期（平成30年12月10日現在）			
		契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	11,510,000	—	11,497,327	12,673
	合計	11,510,000	—	11,497,327	12,673

区分	種類	第14期（令和1年12月9日現在）			
		契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	11,400,000	—	11,383,855	16,145
	合計	11,400,000	—	11,383,855	16,145

(注) 1. 時価の算定方法

- 1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - ① 計算期間末日において為替予約の受渡日（以下、「当該日」とする。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該仲値で評価しております。
 - ② 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
 - 2) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

② ヘッジ会計が適用されているもの 該当事項はありません。

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

次表のとおりです。

(2) 株式以外の有価証券

次表のとおりです。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

該当事項はデリバティブ取引等関係の注記事項として記載しております。

有価証券明細表（株式）

ラテン・アメリカ新興国株ファンド（適格機関投資家限定）

令和1年12月9日現在

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	米ドル	CIA DE MINAS BUENAVENTUR-ADR	26,780	14.73	394,469.40	
		CONTROLADORA VUELA CIA-ADR	2,916	10.17	29,655.72	
		MERCADOLIBRE INC	480	583.00	279,840.00	
		FOMENTO ECONOMICO MEX SAB DE CV-SP-ADR	4,426	91.35	404,315.10	
		CREDICORP LTD	2,239	207.73	465,107.47	
	計	銘柄数： 5			1,573,387.69	
					(170,869,903)	
		組入時価比率： 10.0%			10.3%	
	メキシコペソ	CONTROLADORA VUELA CIA DE-A	173,225	19.69	3,410,800.25	
		ALSEA SAB DE CV	92,445	51.77	4,785,877.65	
		WALMART DE MEXICO-SAB DE CV	107,108	53.56	5,736,704.48	
		GRUMA S.A.B.-B	40,561	182.24	7,391,836.64	
		GRUPO FINANCIERO BANORTE SAB DE CV	96,412	99.88	9,629,630.56	
		INFRAESTRUCTURA ENERGETICA N	124,240	81.21	10,089,530.40	
	計	銘柄数： 6			41,044,379.98	
					(231,490,303)	
		組入時価比率： 13.5%			13.9%	
	ブラジルレアル	PETROBRAS - PETROLEO BRAS	88,978	32.07	2,853,524.46	
		PETROBRAS - PETROLEO BRAS-PFD	110,083	30.35	3,341,019.05	
		KLABIN SA-UNIT	92,059	18.39	1,692,965.01	
		IOCHPE-MAXION S.A.	38,512	19.18	738,660.16	
		LOCALIZA RENT A CAR	68,608	45.70	3,135,385.60	
		RUMO SA	72,277	25.20	1,821,380.40	
		LOJAS AMERICANAS SA-PFD	57,314	24.67	1,413,936.38	
		LOJAS RENNER S.A.	65,991	54.16	3,574,072.56	
		ATACADA O DISTRIBUICAO COMERC	113,456	19.73	2,238,486.88	
		AMBEV SA	168,369	18.45	3,106,408.05	
		M DIAS BRANCO SA	21,093	34.21	721,591.53	
		HAPVIDA PARTICIPACOES E INVE	44,069	57.78	2,546,306.82	
		BANCO BRADESCO-PFD	85,922	34.31	2,947,983.82	
		ITAU UNIBANCO HOLDING SA-PFD	146,806	35.85	5,262,995.10	
		B3 SA-BRASIL BOLSA BOLCAO	96,240	49.10	4,725,384.00	
		BANCO BTG PACTUAL SA-UNIT	17,335	74.73	1,295,444.55	
		MULTIPLAN EMPREENDIMENTOS	63,919	30.53	1,951,447.07	
		TELEFONICA BRASIL S.A.-PFD	40,100	56.86	2,280,086.00	
	計	銘柄数： 18			45,647,077.44	
					(1,197,322,841)	
		組入時価比率： 69.8%			71.9%	
種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	チリペソ	PARQUE ARAUCO S.A.	90,366	1,835.00	165,821,610.00	

		ENEL AMERICAS SA	915,707	160.00	146,513,120.00	
	計	銘柄数 :	2		312,334,730.00	
					(43,570,694)	
		組入時価比率 :	2.5%		2.6%	
	ペルーソル	FERREYCORP SAA	331,738	2.12	703,284.56	
	計	銘柄数 :	1		703,284.56	
					(22,610,598)	
		組入時価比率 :	1.3%		1.4%	
	合計				1,665,864,339	
					(1,665,864,339)	

(注1) 通貨種類毎の計欄の () 内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計金額欄の () は、外貨建有価証券に関わるもので、内書であります。

(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各計欄の合計金額に対する比率であります。

有価証券明細表 (投資証券)

令和1年12月9日現在

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	メキシコペソ	PROLOGIS PROPERTY MEXICO SA	60,055	2,419,015.40	
	計	銘柄数 :	1	2,419,015.40	
				(13,643,246)	
		組入時価比率 :	0.8%	100.0%	
	合計			13,643,246	
				(13,643,246)	

(注1) 通貨種類毎の計欄の () 内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計金額欄の () は、外貨建有価証券に関わるもので、内書であります。

(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各計欄の合計金額に対する比率であります。

「欧州／中東／アフリカ新興国株ファンド（適格機関投資家限定）」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

ファンドの経理状況

- (1) ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) ファンドは、当社の委嘱に基づき、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に準じて、第 14 期計算期間（平成 30 年 12 月 11 日から令和 1 年 12 月 9 日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

欧州／中東／アフリカ新興国株ファンド
(適格機関投資家限定)

(1) 貸借対照表

項 目	第13期 (平成30年12月10日現在)	第14期 (令和1年12月9日現在)
	金額 (円)	金額 (円)
資産の部		
I 流動資産		
預金	60,811,342	84,137,968
コール・ローン	66,896	18,622
株式	1,902,689,624	1,866,665,827
派生商品評価勘定	14,500	175,528
未収入金	—	83,806,781
未収配当金	—	152,789
流動資産合計	1,963,582,362	2,034,957,515
資産合計	1,963,582,362	2,034,957,515
負債の部		
I 流動負債		
派生商品評価勘定	—	212,889
未払解約金	—	100,000,000
未払受託者報酬	500,130	427,171
未払委託者報酬	12,065,670	10,305,612
その他未払費用	598,647	660,184
流動負債合計	13,164,447	111,605,856
負債合計	13,164,447	111,605,856
純資産の部		
I 元本等		
元本	1,946,186,403	1,753,179,089
剰余金		
期末剰余金または欠損金 (△)	4,231,512	170,172,570
(うち分配準備積立金)	(717,330,049)	(635,590,948)
純資産合計	1,950,417,915	1,923,351,659
負債・純資産合計	1,963,582,362	2,034,957,515

(2) 損益及び剰余金計算書

項 目	第13期 自 平成29年12月 9 日 至 平成30年12月10日	第14期 自 平成30年12月11日 至 令和 1 年12月 9 日
	金額 (円)	金額 (円)
I 営業収益		
受取配当金	56,818,773	62,551,613
受取利息	11,845	28,586
有価証券売買等損益	△221,884,244	272,559,530
為替差損益	△126,455,954	△112,960,083
その他収益	24,796	6,407
営業収益合計	△291,484,784	222,186,053
II 営業費用		
支払利息	1,159	589
受託者報酬	1,136,261	865,180
委託者報酬	27,412,319	20,872,591
その他費用	10,306,533	7,513,950
営業費用合計	38,856,272	29,252,310
営業利益金額または損失金額 (△)	△330,341,056	192,933,743
経常利益金額または損失金額 (△)	△330,341,056	192,933,743
当期純利益金額または純損失金額 (△)	△330,341,056	192,933,743
III 一部解約に伴う当期純利益金額または 純損失金額 (△) 分配額	△34,749,079	30,129,821
IV 期首剰余金または欠損金 (△)	372,393,880	4,231,512
V 剰余金増加額	30,642,153	4,630,262
(当期追加信託に伴う剰余金増加額)	(30,642,153)	(4,630,262)
VI 剰余金減少額	103,212,544	1,493,126
(当期一部解約に伴う剰余金減少額)	(103,212,544)	(1,493,126)
VII 期末剰余金または欠損金 (△)	4,231,512	170,172,570

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準および評価方法	<p>組入有価証券については移動平均法に基づき、以下のとおり、原則として時価で評価しております。</p> <p>① 金融商品取引所に上場されている有価証券 金融商品取引所に上場されている有価証券は、原則として、金融商品取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券等の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 計算期間末日に当該金融商品取引所の最終相場がない場合は、当該金融商品取引所における直近の日の最終相場もしくは当該金融商品取引所における計算期間末日または直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>② 金融商品取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし売気配相場は使用しない）または、価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>③ 時価が入手できなかった有価証券 適正な時価を入手できなかった場合、または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額、もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ取引等の評価基準および評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算期間末日において、為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は当該仲値、仲値が発表されていない場合には、発表されている先物相場のうち、受渡日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。</p>
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
4. 収益および費用の計上基準	<p>受取配当金 原則として、株式の配当落ち日に予想配当金額を計上し、差額の発生した場合には入金時に計上しております。</p>
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。</p> <p>(2) 計算期間の取扱い ファンドの計算期間は、令和1年12月8日が休日のため、平成30年12月11日から令和1年12月9日までとなっております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

	第13期 (平成30年12月10日現在)	第14期 (令和1年12月9日現在)
1. 当該計算期間の末日における受益権総数	1,946,186,403口	1,753,179,089口
2. 1口当たり純資産額	1.0022円	1.0971円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第13期 自平成29年12月9日 至平成30年12月10日	第14期 自平成30年12月11日 至令和1年12月9日																																				
<p>1. 信託財産の運用の指図にかかる権限の全部または一部を委託するために要する費用として、残余利益分配法で計算された独立企業間価格を委託者報酬の中から支弁しています。</p> <p>2. 分配金の計算過程 投資信託約款に基づき計算した分配可能額は1,084,337,789円であるが、基準価額水準、市況動向および収益分配方針を勘案し、分配を行っておりません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>金額 (円)</th> <th>1万口当たり (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 配当等収益</td> <td>14,166,834</td> <td>72.79</td> </tr> <tr> <td>B. 有価証券 売買等損益</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>C. 収益調整金</td> <td>367,007,740</td> <td>1,885.77</td> </tr> <tr> <td>D. 分配準備 積立金</td> <td>703,163,215</td> <td>3,613.02</td> </tr> <tr> <td>分配可能額</td> <td>1,084,337,789</td> <td>5,571.58</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. その他費用 監査報酬およびカストディー・フィー等の費用を計上しております。</p> <p>4. 剰余金増加額および剰余金減少額 当期追加信託に伴う剰余金増加額および当期一部解約に伴う剰余金減少額は、それぞれ剰余金減少額および剰余金増加額を差し引いた純額で表示しております。</p>		金額 (円)	1万口当たり (円)	A. 配当等収益	14,166,834	72.79	B. 有価証券 売買等損益	—	—	C. 収益調整金	367,007,740	1,885.77	D. 分配準備 積立金	703,163,215	3,613.02	分配可能額	1,084,337,789	5,571.58	<p>1. 信託財産の運用の指図にかかる権限の全部または一部を委託するために要する費用として、残余利益分配法で計算された独立企業間価格を委託者報酬の中から支弁しています。</p> <p>2. 分配金の計算過程 投資信託約款に基づき計算した分配可能額は1,027,267,372円であるが、基準価額水準、市況動向および収益分配方針を勘案し、分配を行っておりません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>金額 (円)</th> <th>1万口当たり (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 配当等収益</td> <td>50,303,566</td> <td>286.92</td> </tr> <tr> <td>B. 有価証券 売買等損益</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>C. 収益調整金</td> <td>391,676,424</td> <td>2,234.09</td> </tr> <tr> <td>D. 分配準備 積立金</td> <td>585,287,382</td> <td>3,338.43</td> </tr> <tr> <td>分配可能額</td> <td>1,027,267,372</td> <td>5,859.44</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. その他費用 監査報酬およびカストディー・フィー等の費用を計上しております。</p> <p>4. 剰余金増加額および剰余金減少額 当期追加信託に伴う剰余金増加額および当期一部解約に伴う剰余金減少額は、それぞれ剰余金減少額および剰余金増加額を差し引いた純額で表示しております。</p>		金額 (円)	1万口当たり (円)	A. 配当等収益	50,303,566	286.92	B. 有価証券 売買等損益	—	—	C. 収益調整金	391,676,424	2,234.09	D. 分配準備 積立金	585,287,382	3,338.43	分配可能額	1,027,267,372	5,859.44
	金額 (円)	1万口当たり (円)																																			
A. 配当等収益	14,166,834	72.79																																			
B. 有価証券 売買等損益	—	—																																			
C. 収益調整金	367,007,740	1,885.77																																			
D. 分配準備 積立金	703,163,215	3,613.02																																			
分配可能額	1,084,337,789	5,571.58																																			
	金額 (円)	1万口当たり (円)																																			
A. 配当等収益	50,303,566	286.92																																			
B. 有価証券 売買等損益	—	—																																			
C. 収益調整金	391,676,424	2,234.09																																			
D. 分配準備 積立金	585,287,382	3,338.43																																			
分配可能額	1,027,267,372	5,859.44																																			

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容および金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務であります。 これらは、有価証券の価格変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、解約による資金流出に伴うリスクなどの流動性リスク、および信用リスクなどに晒されております。 なお、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は為替予約取引であります。為替予約取引は為替相場の変動によるリスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制 ポートフォリオ・リスク・モニタリング体制として、当社グループの横断的な組織であるグローバル・リスク・アンド・アナリシス部門がファンドのパフォーマンスおよびリスク値を分析しております。その結果、異常値を認めた場合には、当社のリスク・マネジメント委員会にその事実を報告し、詳細な調査を行うよう指示を行います。これを受けて、リスク管理規程に基づき、同委員会が当該ファンドの調査を行い、運用状況に問題があると判断した場合には、運用担当者にポートフォリオの精査を行うよう要請いたします。 売買執行体制として、運用部門内の運用チームとは分離されたトレーディング・チームが売買を執行いたします。運用チームとトレーディング・チームを分離することにより、売買執行における効率性を追求するとともに、相互牽制体制を確立しております。 コンプライアンス体制として、法務・コンプライアンス部及びポートフォリオ・サーベイランス・チームが、ファンドの運用ガイドライン、社内規程、運用に係る各種関連規制および法令等の遵守状況を監視し、必要に応じて運用部門への指導・勧告を行います。

2. 金融商品の時価等に関する事項

第13期 (平成30年12月10日現在)	第14期 (令和1年12月9日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額 貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額 貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法 ① 株式 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 ② デリバティブ取引 「(その他の注記) 3. デリバティブ取引等関係」に記載しております。 ③ 上記以外の金銭債権および金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	2. 時価の算定方法 ① 株式 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 ② デリバティブ取引 「(その他の注記) 3. デリバティブ取引等関係」に記載しております。 ③ 上記以外の金銭債権および金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 本報告書における開示対象ファンドの当該計算期間における元本額の変動

	第13期 自 平成29年12月9日 至 平成30年12月10日	第14期 自 平成30年12月11日 至 令和1年12月9日
期首元本額	2,458,365,085 円	1,946,186,403 円
期中追加設定元本額	159,357,847 円	195,369,738 円
期中一部解約元本額	671,536,529 円	388,377,052 円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第13期 (平成30年12月10日現在)	第14期 (令和1年12月9日現在)
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
株式	△179,330,211	258,062,446
合計	△179,330,211	258,062,446

3. デリバティブ取引等関係

① ヘッジ会計が適用されていないもの

通貨関連

区分	種類	第13期 (平成30年12月10日現在)			
		契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
		うち1年超			
市場取引以外の取引	為替予約取引 売 建 米ドル	13,170,000	—	13,155,500	14,500
	合 計	13,170,000	—	13,155,500	14,500

区分	種類	第14期 (令和1年12月9日現在)			
		契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
		うち1年超			
市場取引以外の取引	為替予約取引 売 建 米ドル	11,400,000	—	11,383,855	16,145
	南アフリカランド	23,780,012	—	23,620,629	159,383
	買 建 米ドル	23,780,012	—	23,567,123	△212,889
	合 計	58,960,024	—	58,571,607	△37,361

(注) 1. 時価の算定方法

- 1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
- ① 計算期間末日において為替予約の受渡日（以下、「当該日」とする。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該仲値で評価しております。
 - ② 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

- ② ヘッジ会計が適用されているもの
該当事項はありません。

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

次表のとおりです。

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

該当事項はデリバティブ取引等関係の注記事項として記載しております。

有価証券明細表（株式）

欧州／中東／アフリカ新興国株ファンド（適格機関投資家限定）

令和1年12月9日現在

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	米ドル	LUKOIL PJSC-SPON-ADR	11,914	97.70	1,163,997.80	
		MMC NORILSK NICKEL PJSC-ADR	22,549	28.40	640,391.60	
		NOVOLIPET STEEL-GDR	17,652	20.80	367,161.60	
		YANDEX NV-A	12,460	40.46	504,131.60	
		X 5 RETAIL NV-REGS-GDR	22,417	32.72	733,484.24	
		SBERBANK PJSC SPONSORED-ADR	79,512	14.89	1,183,933.68	
		EPAM SYSTEMS INC	2,718	209.91	570,535.38	
	計	銘柄数： 7			5,163,635.90	
					(560,770,858)	
		組入時価比率： 29.2%			30.0%	
	ユーロ	JERONIMO MARTINS	28,521	14.77	421,255.17	
	計	銘柄数： 1			421,255.17	
					(50,584,320)	
		組入時価比率： 2.6%			2.7%	
	トルコリラ	TUPRAS-TURKIYE PETROL RAFINE	15,553	122.00	1,897,466.00	
		PEGASUS HAVA TASIMACILIGI	24,207	74.85	1,811,893.95	
		TAV HAVALIMANLARI HOLDING AS	50,457	27.46	1,385,549.22	
		AKBANK T.A.S.	431,863	7.77	3,355,575.51	
	計	銘柄数： 4			8,450,484.68	
					(158,784,607)	
		組入時価比率： 8.3%			8.5%	
	ハンガリー フォリント	RICHTER GEDEON NYRT	26,804	5,830.00	156,267,320.00	
		OTP BANK PLC	23,305	14,900.00	347,244,500.00	
	計	銘柄数： 2			503,511,820.00	
					(182,674,088)	
		組入時価比率： 9.5%			9.8%	
	ポーランド ズロチ	GRUPA KETY SA	2,942	341.50	1,004,693.00	
		LPP SA	302	8,720.00	2,633,440.00	
		CD PROJEKT SA	3,174	261.30	829,366.20	
		DINO POLSKA SA	16,297	137.40	2,239,207.80	
		MBANK SA	4,334	353.40	1,531,635.60	
		SANTANDER BANK POLSKA SA	6,033	283.40	1,709,752.20	
		PLAY COMMUNICATIONS SA	43,839	32.84	1,439,672.76	
	計	銘柄数： 7			11,387,767.56	
					(319,768,513)	
		組入時価比率： 16.6%			17.1%	
	エジプトポンド	JUHAYNA FOOD INDUSTRIES	266,775	8.50	2,267,587.50	
		COMMERCIAL INTERNATIONAL BANK	105,955	77.52	8,213,631.60	
種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
	計	銘柄数： 2			10,481,219.10	
					(70,538,604)	

		組入時価比率：	3.7%			3.8%	
	南アフリカ ランド	NORTHAM PLATINUM LTD	37,608	114.56	4,308,372.48		
		BIDVEST GROUP LTD	37,740	192.88	7,279,291.20		
		REUNERT LTD	116,955	70.99	8,302,635.45		
		CURRO HOLDINGS LTD	125,663	16.56	2,080,979.28		
		FAMOUS BRANDS LTD	25,748	80.34	2,068,594.32		
		NASPERS LTD-N SHS	2,245	2,055.09	4,613,677.05		
		CLICKS GROUP LIMITED	51,482	256.66	13,213,370.12		
		CAPITEC BANK HOLDINGS LTD	8,470	1,380.00	11,688,600.00		
		NEDBANK GROUP LTD	28,024	216.09	6,055,706.16		
		SANLAM LIMITED	140,333	78.01	10,947,377.33		
	計	銘柄数：	10		70,558,603.39		
					(523,544,837)		
		組入時価比率：	27.2%		28.0%		
	合計				1,866,665,827		
					(1,866,665,827)		

(注1) 通貨種類毎の計欄の () 内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計金額欄の () は、外貨建有価証券に関わるもので、内書であります。

(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各計欄の合計金額に対する比率であります。

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(2020年4月21日から2020年10月20日まで)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

2020年11月20日

大和アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 深井 康治 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小林 英之 印

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワ／モルガン・スタンレー世界新興国株ファンドの2020年4月21日から2020年10月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ダイワ／モルガン・スタンレー世界新興国株ファンドの2020年10月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2020年4月21日から2020年10月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利

用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

ダイワ／モルガン・スタンレー世界新興国株ファンド

(1) 中間貸借対照表

	当中間計算期間末 2020年10月20日現在	
	金額(円)	
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		176,605,635
投資信託受益証券		9,639,040,821
未収入金		60,000,000
流動資産合計		9,875,646,456
資産合計		9,875,646,456
負債の部		
流動負債		
未払解約金		57,878,583
未払受託者報酬		1,820,896
未払委託者報酬		50,986,461
その他未払費用		260,034
流動負債合計		110,945,974
負債合計		110,945,974
純資産の部		
元本等		
元本	※1	8,935,747,817
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金(△)		828,952,665
(分配準備積立金)		1,694,525,300
元本等合計		9,764,700,482
純資産合計		9,764,700,482
負債純資産合計		9,875,646,456

(2) 中間損益及び剰余金計算書

	当中間計算期間 自 2020年4月21日 至 2020年10月20日
	金額 (円)
営業収益	
受取利息	470
有価証券売買等損益	2,170,749,397
営業収益合計	2,170,749,867
営業費用	
支払利息	33,683
受託者報酬	1,820,896
委託者報酬	50,986,461
その他費用	261,117
営業費用合計	53,102,157
営業利益又は営業損失 (△)	2,117,647,710
経常利益又は経常損失 (△)	2,117,647,710
中間純利益又は中間純損失 (△)	2,117,647,710
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う中間純損失金額の分配額 (△)	117,390,425
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	△1,254,184,260
剰余金増加額又は欠損金減少額	83,252,726
中間一部解約に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	83,252,726
剰余金減少額又は欠損金増加額	373,086
中間追加信託に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	373,086
中間剰余金又は中間欠損金 (△)	828,952,665

(3) 中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	当中間計算期間 自 2020年4月21日 至 2020年10月20日
有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>

(中間貸借対照表に関する注記)

区 分	当中間計算期間末 2020年10月20日現在
1. ※1 期首元本額	9,566,723,893 円
期中追加設定元本額	4,108,468 円
期中一部解約元本額	635,084,544 円
2. 中間計算期間末日における 受益権の総数	8,935,747,817 口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	当中間計算期間 自 2020年4月21日 至 2020年10月20日
	該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区 分	当中間計算期間末 2020年10月20日現在
1. 金融商品の時価及び中間貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。</p> <p>(2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(デリバティブ取引に関する注記)
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

当中間計算期間末 2020年10月20日現在	
該当事項はありません。	

(1口当たり情報)

	当中間計算期間末 2020年10月20日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0928円 (10,928円)

(参考)

当ファンドは、「ダイワ・東アジア新興国株ファンド（適格機関投資家限定）」受益証券、「インド株ファンド（適格機関投資家限定）」受益証券、「ラテン・アメリカ新興国株ファンド（適格機関投資家限定）」受益証券及び「欧州／中東／アフリカ新興国株ファンド（適格機関投資家限定）」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は次のとおりであります。

「ダイワ・東アジア新興国株ファンド（適格機関投資家限定）」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

ファンドの経理状況

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、当中間計算期間（2019年12月10日から2020年6月9日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

その中間監査報告書は、該当する中間財務諸表の直前に添付しております。

中間財務諸表

ダイワ・東アジア新興国株ファンド (適格機関投資家限定)

(1) 中間貸借対照表

	前計算期間末 2019年12月9日現在	当中間計算期間末 2020年6月9日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	75,079,144	169,485,913
コール・ローン	151,218,022	91,238,487
株式	5,249,741,101	5,403,047,820
未収入金	—	373,748
未収配当金	2,520,623	17,111,531
流動資産合計	5,478,558,890	5,681,257,499
資産合計	5,478,558,890	5,681,257,499
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	77,095,505	—
未払受託者報酬	1,149,883	1,203,067
未払委託者報酬	26,592,158	27,822,268
その他未払費用	145,294	150,599
流動負債合計	104,982,840	29,175,934
負債合計	104,982,840	29,175,934
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	3,854,775,274	3,736,336,087
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金(△)	1,518,800,776	1,915,745,478
(分配準備積立金)	2,319,304,953	2,187,036,684
元本等合計	5,373,576,050	5,652,081,565
純資産合計	5,373,576,050	5,652,081,565
負債純資産合計	5,478,558,890	5,681,257,499

(2) 中間損益及び剰余金計算書

	前中間計算期間 自 2018年12月11日 至 2019年6月10日	当中間計算期間 自 2019年12月10日 至 2020年6月9日
	金額 (円)	金額 (円)
営業収益		
受取配当金	43,368,266	44,124,096
配当株式 ※1	—	743,852
受取利息	49,599	38,366
有価証券売買等損益	152,028,326	376,109,463
為替差損益	△253,186,071	39,987,667
営業収益合計	△57,739,880	461,003,444
営業費用		
支払利息	20,645	15,254
受託者報酬	1,215,178	1,203,067
委託者報酬	28,102,112	27,822,268
その他費用 ※2	3,876,518	3,457,342
営業費用合計	33,214,453	32,497,931
営業利益又は営業損失 (△)	△90,954,333	428,505,513
経常利益又は経常損失 (△)	△90,954,333	428,505,513
中間純利益又は中間純損失 (△)	△90,954,333	428,505,513
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う中間純損失金額の分配額 (△)	34,117,044	△15,004,380
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	1,365,695,359	1,518,800,776
剰余金増加額又は欠損金減少額	27,886,349	42,473,118
中間追加信託に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	27,886,349	42,473,118
剰余金減少額又は欠損金増加額	108,133,274	89,038,309
中間一部解約に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	108,133,274	89,038,309
中間剰余金又は中間欠損金 (△)	1,160,377,057	1,915,745,478

(3) 中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	当中間計算期間 自 2019年12月10日 至 2020年6月9日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。</p>
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

(中間貸借対照表に関する注記)

区 分	前計算期間末 2019年12月9日現在	当中間計算期間末 2020年6月9日現在
1. ※1 期首元本額	4,271,261,092 円	3,854,775,274 円
期中追加設定元本額	72,113,652 円	107,526,882 円
期中一部解約元本額	488,599,470 円	225,966,069 円
2. 中間計算期間末日における 受益権の総数	3,854,775,274 口	3,736,336,087 口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	前中間計算期間 自 2018年12月11日 至 2019年6月10日	当中間計算期間 自 2019年12月10日 至 2020年6月9日
1. ※1 配当株式	—	外国株式の発行会社が行う株式 配当によるものであります。
2. ※2 その他費用	主に、海外カストディアンに対 するカストディフィーでありま す。	主に、海外カストディアンに対 するカストディフィーでありま す。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区 分	当中間計算期間末 2020年6月9日現在
1. 金融商品の時価及び中間貸借対 照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上 額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいこ とから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前計算期間末 2019年12月9日現在	当中間計算期間末 2020年6月9日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	前計算期間末 2019年12月9日現在	当中間計算期間末 2020年6月9日現在
1口当たり純資産額	1,394 円	1,512 円
(1万口当たり純資産額)	(13,940 円)	(15,127 円)

「インド株ファンド（適格機関投資家限定）」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) ファンドの経理状況

(1) ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 52 年大蔵省令第 38 号）ならびに同規則第 38 条の 3 および第 57 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) ファンドは、当社の委嘱に基づき、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に準じて、当中間計算期間（2019 年 12 月 10 日から 2020 年 6 月 9 日まで）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

インド株ファンド
(適格機関投資家限定)

(1) 中間貸借対照表

項目	前計算期間末 (2019年12月9日現在)	当中間計算期間末 (2020年6月9日現在)
	金額 (円)	金額 (円)
資産の部		
I 流動資産		
預金	11,880,266	29,726,270
コール・ローン	1,361,848	5,809,972
株式	895,808,049	592,927,802
未収配当金	—	876,559
前払金	—	1,542,641
流動資産合計	909,050,163	630,883,244
資産合計	909,050,163	630,883,244
負債の部		
I 流動負債		
未払受託者報酬	197,691	161,500
未払委託者報酬	4,769,174	3,896,130
未払利息	2	16
その他未払費用	454,393	366,990
流動負債合計	5,421,260	4,424,636
負債合計	5,421,260	4,424,636
純資産の部		
I 元本等		
元本	516,932,526	489,956,535
剰余金		
中間剰余金又は欠損金 (△)	386,696,377	136,502,073
(うち分配準備積立金)	(399,948,609)	(379,077,143)
純資産合計	903,628,903	626,458,608
負債・純資産合計	909,050,163	630,883,244

(2) 中間損益及び剰余金計算書

項目	前中間計算期間	当中間計算期間
	自 2018年12月11日 至 2019年6月10日	自 2019年12月10日 至 2020年6月9日
	金額 (円)	金額 (円)
I 営業収益		
受取配当金	2,007,732	2,387,352
受取利息	519	—
有価証券売買等損益	42,376,680	△176,981,556
為替差損益	△19,008,414	△45,227,528
その他収益	3	—
営業収益合計	25,376,520	△219,821,732
II 営業費用		
支払利息	465	492
受託者報酬	225,309	161,500
委託者報酬	5,435,440	3,896,130
その他費用	4,709,408	3,290,442
営業費用合計	10,370,622	7,348,564
営業利益金額または損失金額 (△)	15,005,898	△227,170,296
経常利益金額または損失金額 (△)	15,005,898	△227,170,296
中間純利益金額または純損失金額 (△)	15,005,898	△227,170,296
III 一部解約に伴う中間純利益金額 または純損失金額 (△) 分配額	△4,120,801	2,844,114
IV 期首剰余金または欠損金 (△)	502,322,433	386,696,377
V 剰余金減少額	55,742,550	20,179,894
(中間一部解約に伴う剰余金減少額)	(55,742,550)	(20,179,894)
VI 中間剰余金または欠損金 (△)	465,706,582	136,502,073

(3) 中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準および評価方法	<p>組入有価証券については移動平均法に基づき、以下のとおり、原則として時価で評価しております。</p> <p>①金融商品取引所に上場されている有価証券 金融商品取引所に上場されている有価証券は、原則として、金融商品取引所における中間計算期間末日の最終相場（外貨建証券等の場合は中間計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 中間計算期間末日に当該金融商品取引所の最終相場がない場合は、当該金融商品取引所における直近の日の最終相場もしくは当該金融商品取引所における中間計算期間末日または直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>②金融商品取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし売気配相場は使用しない）または、価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>③時価が入手できなかった有価証券 適正な時価を入手できなかった場合、または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額、もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ取引等の評価基準および評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として中間計算期間末日において、為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は当該仲値、仲値が発表されていない場合には、発表されている先物相場のうち、受渡日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。</p>
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における中間計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
4. 収益および費用の計上基準	<p>受取配当金 原則として、株式の配当落ち日に予想配当金額を計上し、差額の発生した場合には入金時に計上しております。</p>
5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）第 60 条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第 61 条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。</p>

(中間貸借対照表に関する注記)

	前計算期間末 (2019年12月9日現在)	当中間計算期間末 (2020年6月9日現在)
1. 当該中間計算期間の末日における受益権総数	516,932,526 口	489,956,535 口
2. 1口当たり純資産額	1.7481 円	1.2786 円

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

前中間計算期間 自 2018年12月11日 至 2019年6月10日	当中間計算期間 自 2019年12月10日 至 2020年6月9日

<p>1. 信託財産の運用の指図にかかる権限の全部または一部を委託するために要する費用として、残余利益分配法で計算された独立企業間価格を委託者報酬の中から支弁しています。</p> <p>2. その他費用 監査報酬およびカストディー・フィー等の費用を計上しております。</p> <p>3. 剰余金減少額 中間一部解約に伴う剰余金減少額は、剰余金増加額を差し引いた純額で表示しております。</p>	<p>1. 信託財産の運用の指図にかかる権限の全部または一部を委託するために要する費用として、残余利益分配法で計算された独立企業間価格を委託者報酬の中から支弁しています。</p> <p>2. その他費用 監査報酬およびカストディー・フィー等の費用を計上しております。</p> <p>3. 剰余金減少額 中間一部解約に伴う剰余金減少額は、剰余金増加額を差し引いた純額で表示しております。</p>
--	--

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

前計算期間末 (2019年12月9日現在)	当中間計算期間末 (2020年6月9日現在)
<p>1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額 貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>	<p>1. 中間貸借対照表計上額、時価およびその差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>
<p>2. 時価の算定方法</p> <p>①株式 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>②上記以外の金銭債権および金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>	<p>2. 時価の算定方法</p> <p>①株式 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>②上記以外の金銭債権および金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>
<p>3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 本報告書における開示対象ファンドの当該中間計算期間における元本額の変動

	前中間計算期間 自 2018年12月11日 至 2019年6月10日	当中間計算期間 自 2019年12月10日 至 2020年6月9日
期首元本額	616,182,593 円	516,932,526 円
期中追加設定元本額	0 円	0 円
期中一部解約元本額	68,378,247 円	26,975,991 円

2. 有価証券関係

該当事項はありません。

3. デリバティブ取引等関係

①ヘッジ会計が適用されていないもの

該当事項はありません。

②ヘッジ会計が適用されているもの

該当事項はありません。

「ラテン・アメリカ新興国株ファンド（適格機関投資家限定）」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) ファンドの経理状況

- (1) ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 52 年大蔵省令第 38 号）ならびに同規則第 38 条の 3 および第 57 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) ファンドは、当社の委嘱に基づき、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に準じて、当中間計算期間（2019 年 12 月 10 日から 2020 年 6 月 9 日まで）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

ラテン・アメリカ新興国株ファンド
(適格機関投資家限定)

(1) 中間貸借対照表

項目	前計算期間末 (2019年12月9日現在)	当中間計算期間末 (2020年6月9日現在)
	金額 (円)	金額 (円)
資産の部		
I 流動資産		
預金	78,219,741	20,156,974
コール・ローン	16,179	2,055
株式	1,665,864,339	1,332,626,214
投資証券	13,643,246	28,077,607
派生商品評価勘定	16,145	28,854
未収入金	115,162,895	—
未収配当金	2,792,882	3,074,483
流動資産合計	1,875,715,427	1,383,966,187
資産合計	1,875,715,427	1,383,966,187
負債の部		
I 流動負債		
未払解約金	149,999,999	—
未払受託者報酬	425,727	306,658
未払委託者報酬	10,270,639	7,398,125
その他未払費用	623,356	531,018
流動負債合計	161,319,721	8,235,801
負債合計	161,319,721	8,235,801
純資産の部		
I 元本等	1,377,807,746	1,338,443,866
元本		
剰余金		
中間剰余金または欠損金 (△)	336,587,960	37,286,520
(うち分配準備積立金)	(576,872,772)	(560,391,731)
純資産合計	1,714,395,706	1,375,730,386
負債・純資産合計	1,875,715,427	1,383,966,187

(2) 中間損益及び剰余金計算書

項目	前中間計算期間	当中間計算期間
	自 2018年12月11日 至 2019年6月10日	自 2019年12月10日 至 2020年6月9日
	金額 (円)	金額 (円)
I 営業収益		
受取配当金	34,904,695	18,382,057
受取利息	5,107	429
有価証券売買等損益	188,983,987	△123,264,910
為替差損益	△48,137,817	△196,314,392
その他収益	—	22,816,574
営業収益合計	175,755,972	△278,380,242
II 営業費用		
支払利息	149	1,400
受託者報酬	453,506	306,658
委託者報酬	10,940,826	7,398,125
その他費用	3,371,694	2,578,895
営業費用合計	14,766,175	10,285,078
営業利益金額または損失金額 (△)	160,989,797	△288,665,320
経常利益金額または損失金額 (△)	160,989,797	△288,665,320
中間純利益金額または純損失金額 (△)	160,989,797	△288,665,320
III 一部解約に伴う中間純利益金額 または純損失金額 (△) 分配額	9,669,265	1,019,927
IV 期首剰余金または欠損金 (△)	210,447,686	336,587,960
V 剰余金減少額	14,499,126	9,616,193
(中間一部解約に伴う剰余金減少額)	(14,499,126)	(9,616,193)
VI 中間剰余金または欠損金 (△)	347,269,092	37,286,520

(3) 中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準および評価方法	<p>組入有価証券については移動平均法に基づき、以下のとおり、原則として時価で評価しております。</p> <p>①金融商品取引所に上場されている有価証券 金融商品取引所に上場されている有価証券は、原則として、金融商品取引所における中間計算期間末日の最終相場（外貨建証券等の場合は中間計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 中間計算期間末日に当該金融商品取引所の最終相場がない場合は、当該金融商品取引所における直近の日の最終相場もしくは当該金融商品取引所における中間計算期間末日または直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>②金融商品取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし売気配相場は使用しない）または、価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>③時価が入手できなかった有価証券 適正な時価を入手できなかった場合、または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額、もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ取引等の評価基準および評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として中間計算期間末日において、為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は当該仲値、仲値が発表されていない場合には、発表されている先物相場のうち、受渡日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。</p>
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における中間計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
4. 収益および費用の計上基準	<p>受取配当金 原則として、株式および投資証券の配当落ち日に予想配当金額を計上し、差額の発生した場合には入金時に計上しております。</p>
5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）第 60 条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第 61 条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。</p>

(中間貸借対照表に関する注記)

	前計算期間末 (2019年12月9日現在)	当中間計算期間末 (2020年6月9日現在)
1. 当該中間計算期間の末日における受益権総数	1,377,807,746口	1,338,443,866口
2. 1口当たり純資産額	1.2443円	1.0279円

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

前中間計算期間 自 2018年12月11日 至 2019年6月10日	当中間計算期間 自 2019年12月10日 至 2020年6月9日
--	---

<p>1. 信託財産の運用の指図にかかる権限の全部または一部を委託するために要する費用として、残余利益分配法で計算された独立企業間価格を委託者報酬の中から支弁しています。</p> <p>2. その他費用 監査報酬およびカストディー・フィー等の費用を計上しております。</p> <p>3. 剰余金減少額 中間一部解約に伴う剰余金減少額は、剰余金増加額を差し引いた純額で表示しております。</p>	<p>1. 信託財産の運用の指図にかかる権限の全部または一部を委託するために要する費用として、残余利益分配法で計算された独立企業間価格を委託者報酬の中から支弁しています。</p> <p>2. その他費用 監査報酬およびカストディー・フィー等の費用を計上しております。</p> <p>3. 剰余金減少額 中間一部解約に伴う剰余金減少額は、剰余金増加額を差し引いた純額で表示しております。</p>
--	--

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

前計算期間末 (2019年12月9日現在)	当中間計算期間末 (2020年6月9日現在)
<p>1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額 貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>	<p>1. 中間貸借対照表計上額、時価およびその差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>
<p>2. 時価の算定方法</p> <p>①株式、投資証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>②デリバティブ取引 「(その他の注記) 3. デリバティブ取引等関係」に記載しております。</p> <p>③上記以外の金銭債権および金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>	<p>2. 時価の算定方法</p> <p>①株式、投資証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>②デリバティブ取引 「(その他の注記) 3. デリバティブ取引等関係」に記載しております。</p> <p>③上記以外の金銭債権および金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>
<p>3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	<p>3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 本報告書における開示対象ファンドの当該中間計算期間における元本額の変動

	前中間計算期間 自 2018年12月11日 至 2019年6月10日	当中間計算期間 自 2019年12月10日 至 2020年6月9日
期首元本額	1,826,424,228 円	1,377,807,746 円

期中追加設定元本額	—円	—円
期中一部解約元本額	125,831,606 円	39,363,880 円

2. 有価証券関係

該当事項はありません。

3. デリバティブ取引等関係

- ①ヘッジ会計が適用されていないもの
通貨関連

区分	種類	前計算期間末 (2019年12月9日現在)			
		契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	11,400,000	—	11,383,855	16,145
	合計	11,400,000	—	11,383,855	16,145

(注) 1. 時価の算定方法

- 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - ①計算期間末日において為替予約の受渡日（以下、「当該日」とする。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該仲値で評価しております。
 - ②計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
 - 2) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

区分	種類	当中間計算期間末 (2020年6月9日現在)			
		契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	8,300,000	—	8,271,146	28,854
	合計	8,300,000	—	8,271,146	28,854

(注) 1. 時価の算定方法

- 1) 中間計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - ①中間計算期間末日において為替予約の受渡日（以下、「当該日」とする。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該仲値で評価しております。
 - ②中間計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・中間計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・中間計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
 - 2) 中間計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、中間計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

②ヘッジ会計が適用されているもの
該当事項はありません。

「欧州／中東／アフリカ新興国株ファンド（適格機関投資家限定）」の状況
以下に記載した情報は監査の対象外であります。

ファンドの経理状況

- (1) ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 52 年大蔵省令第 38 号）ならびに同規則第 38 条の 3 および第 57 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) ファンドは、当社の委嘱に基づき、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に準じて、当中間計算期間（2019 年 12 月 10 日から 2020 年 6 月 9 日まで）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

中間財務諸表

欧州／中東／アフリカ新興国株ファンド
(適格機関投資家限定)

(1) 中間貸借対照表

項目	前計算期間末 (2019年12月9日現在)	当中間計算期間末 (2020年6月9日現在)
	金額 (円)	金額 (円)
資産の部		
I 流動資産		
預金	84,137,968	22,257,275
コール・ローン	18,622	25,657
株式	1,866,665,827	1,497,854,685
派生商品評価勘定	175,528	39,952
未収入金	83,806,781	3,719,361
未収配当金	152,789	7,641,734
流動資産合計	2,034,957,515	1,531,538,664
資産合計	2,034,957,515	1,531,538,664
負債の部		
I 流動負債		
派生商品評価勘定	212,889	29,421
未払金	—	3,060,711
未払解約金	100,000,000	—
未払受託者報酬	427,171	370,572
未払委託者報酬	10,305,612	8,940,163
その他未払費用	660,184	591,317
流動負債合計	111,605,856	12,992,184
負債合計	111,605,856	12,992,184
純資産の部		
I 元本等		
元本	1,753,179,089	1,557,201,549
剰余金		
中間剰余金または欠損金 (△)	170,172,570	△38,655,069
(うち分配準備積立金)	(635,590,948)	(564,541,977)
純資産合計	1,923,351,659	1,518,546,480
負債・純資産合計	2,034,957,515	1,531,538,664

(2) 中間損益及び剰余金計算書

項目	前中間計算期間 自 2018年12月11日 至 2019年6月10日	当中間計算期間 自 2019年12月10日 至 2020年6月9日
	金額 (円)	金額 (円)
I 営業収益		
受取配当金	32,566,326	22,958,476
受取利息	24,717	574
有価証券売買等損益	178,912,632	△114,731,726
為替差損益	△109,594,906	△99,966,989
営業収益合計	101,908,769	△191,739,665
II 営業費用		
支払利息	589	—
受託者報酬	438,009	370,572
委託者報酬	10,566,979	8,940,163
その他費用	4,432,624	3,754,781
営業費用合計	15,438,201	13,065,516
営業利益金額または損失金額 (△)	86,470,568	△204,805,181
経常利益金額または損失金額 (△)	86,470,568	△204,805,181
中間純利益金額または純損失金額 (△)	86,470,568	△204,805,181
III 一部解約に伴う中間純利益金額 または純損失金額 (△) 分配額	17,728,751	△15,000,131
IV 期首剰余金または欠損金 (△)	4,231,512	170,172,570
V 剰余金増加額	4,630,262	—
(中間追加信託に伴う剰余金増加額)	(4,630,262)	—
VI 剰余金減少額	917,215	19,022,589
(中間一部解約に伴う剰余金減少額)	(917,215)	(19,022,589)
VII 中間剰余金または欠損金 (△)	76,686,376	△38,655,069

(3) 中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準および評価方法	<p>組入有価証券については移動平均法に基づき、以下のとおり、原則として時価で評価しております。</p> <p>①金融商品取引所に上場されている有価証券 金融商品取引所に上場されている有価証券は、原則として、金融商品取引所における中間計算期間末日の最終相場（外貨建証券等の場合は中間計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 中間計算期間末日に当該金融商品取引所の最終相場がない場合は、当該金融商品取引所における直近の日の最終相場もしくは当該金融商品取引所における中間計算期間末日または直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>②金融商品取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし売気配相場は使用しない）または、価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>③時価が入手できなかった有価証券 適正な時価を入手できなかった場合、または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額、もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ取引等の評価基準および評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として中間計算期間末日において、為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は当該仲値、仲値が発表されていない場合には、発表されている先物相場のうち、受渡日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。</p>
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における中間計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
4. 収益および費用の計上基準	<p>受取配当金 原則として、株式の配当落ち日に予想配当金額を計上し、差額の発生した場合には入金時に計上しております。</p>
5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）第 60 条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第 61 条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。</p>

(中間貸借対照表に関する注記)

	前計算期間末 (2019年12月9日現在)	当中間計算期間末 (2020年6月9日現在)
1. 元本の欠損	—	中間貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は38,655,069円であります。
2. 当該中間計算期間の末日における受益権総数	1,753,179,089口	1,557,201,549口
3. 1口当たり純資産額	1.0971円	0.9752円

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

前中間計算期間 自 2018年12月11日 至 2019年6月10日	当中間計算期間 自 2019年12月10日 至 2020年6月9日
<p>1. 信託財産の運用の指図にかかる権限の全部または一部を委託するために要する費用として、残余利益分配法で計算された独立企業間価格を委託者報酬の中から支弁しています。</p> <p>2. その他費用 監査報酬およびカストディー・フィー等の費用を計上しております。</p> <p>3. 剰余金増加額および剰余金減少額 中間追加信託に伴う剰余金増加額および中間一部解約に伴う剰余金減少額は、それぞれ剰余金減少額および剰余金増加額を差し引いた純額で表示しております。</p>	<p>1. 信託財産の運用の指図にかかる権限の全部または一部を委託するために要する費用として、残余利益分配法で計算された独立企業間価格を委託者報酬の中から支弁しています。</p> <p>2. その他費用 監査報酬およびカストディー・フィー等の費用を計上しております。</p> <p>3. 剰余金減少額 中間一部解約に伴う剰余金減少額は、剰余金増加額を差し引いた純額で表示しております。</p>

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

前計算期間末 (2019年12月9日現在)	当中間計算期間末 (2020年6月9日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額 貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 中間貸借対照表計上額、時価およびその差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法 ①株式 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 ②デリバティブ取引 「(その他の注記) 3. デリバティブ取引等関係」に記載しております。 ③上記以外の金銭債権および金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	2. 時価の算定方法 ①株式 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 ②デリバティブ取引 「(その他の注記) 3. デリバティブ取引等関係」に記載しております。 ③上記以外の金銭債権および金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 本報告書における開示対象ファンドの当該中間計算期間における元本額の変動

	前中間計算期間 自 2018年12月11日 至 2019年6月10日	当中間計算期間 自 2019年12月10日 至 2020年6月9日
期首元本額	1,946,186,403 円	1,753,179,089 円
期中追加設定元本額	195,369,738 円	—円
期中一部解約元本額	251,354,033 円	195,977,540 円

2. 有価証券関係

該当事項はありません。

3. デリバティブ取引等関係

①ヘッジ会計が適用されていないもの

通貨関連

区分	種類	前計算期間末 (2019年12月9日現在)			
		契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	11,400,000	—	11,383,855	16,145
	南アフリカランド	23,780,012	—	23,620,629	159,383
	買建				
	米ドル	23,780,012	—	23,567,123	△212,889
	合計	58,960,024	—	58,571,607	△37,361

(注) 1. 時価の算定方法

- 1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - ① 計算期間末日において為替予約の受渡日 (以下、「当該日」とする。) の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該仲値で評価しております。
 - ② 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

区分	種類	当中間計算期間末 (2020年6月9日現在)			
		契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	10,000,000	—	9,965,236	34,764
	南アフリカランド	3,417,460	—	3,425,563	△8,103
	買建				
	米ドル	3,417,460	—	3,401,330	△16,130
	合計	16,834,920	—	16,792,129	10,531

(注) 1. 時価の算定方法

- 1) 中間計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - ① 中間計算期間末日において為替予約の受渡日 (以下、「当該日」とする。) の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該仲値で評価しております。
 - ② 中間計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 中間計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 中間計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2) 中間計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、中間計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

②ヘッジ会計が適用されているもの

該当事項はありません。

2 ファンドの現況

純資産額計算書

2020年10月30日

I 資産総額	9,375,297,790 円
II 負債総額	34,530,641 円
III 純資産総額 (I - II)	9,340,767,149 円
IV 発行済数量	8,732,680,792 口
V 1 単位当たり純資産額 (III/IV)	1.0696 円

(参考) ダイワ・東アジア新興国株ファンド (適格機関投資家限定)

純資産額計算書

2020年10月30日

I 資産総額	6,241,257,665 円
II 負債総額	86,202,318 円
III 純資産総額 (I - II)	6,155,055,347 円
IV 発行済数量	3,482,003,728 口
V 1 単位当たり純資産額 (III/IV)	1.7677 円

(参考) インド株ファンド (適格機関投資家限定)

純資産額計算書

(2020年10月30日現在)

種類	金額
I 資産総額	674,283,866円
II 負債総額	3,238,856円
III 純資産総額 (I - II)	671,045,010円
IV 発行済口数	463,076,621口
V 1 口当たり純資産額 (III/IV)	1.4491円

(参考) ラテン・アメリカ新興国株ファンド (適格機関投資家限定)

純資産額計算書

(2020年10月30日現在)

種類	金額
I 資産総額	1,055,797,050円
II 負債総額	10,388,518円
III 純資産総額 (I - II)	1,045,408,532円
IV 発行済口数	1,183,345,902口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	0.8834円

(参考) 欧州／中東／アフリカ新興国株ファンド (適格機関投資家限定)

純資産額計算書

(2020年10月30日現在)

種類	金額
I 資産総額	1,354,828,406円
II 負債総額	16,946,605円
III 純資産総額 (I - II)	1,337,881,801円
IV 発行済口数	1,410,862,785口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	0.9483円

第4 内国投資信託受益証券事務の概要

- (1) 名義書換えの手続き等
該当事項はありません。
- (2) 受益者に対する特典
ありません。
- (3) 譲渡制限の内容
譲渡制限はありません。
- (4) 受益証券の再発行
受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
- (5) 受益権の譲渡
 - ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
 - ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
 - ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
- (6) 受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
- (7) 受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
- (8) 償還金
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。
- (9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部 委託会社等の情報

第1 委託会社等の概況

1 委託会社等の概況

a. 資本金の額

2020年10月末日現在

資本金の額 151億7,427万2,500円

発行可能株式総数 799万9,980株

発行済株式総数 260万8,525株

過去5年間における資本金の額の増減：該当事項はありません。

b. 委託会社の機構

① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、4名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、役付執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

② 投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ. 商品会議

ファンド設立時に経営会議の分科会である商品会議を開催し、ファンドの新規設定を決定します。

ロ. 商品担当役員

商品担当役員は、ファンド設立の趣旨に沿って、各ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を決定します。

ハ. 運用会議

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ. 運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

ホ. 運用審査会議、リスクマネジメント会議および経営会議

・運用審査会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用実績の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

・リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

・経営会議

法令等の遵守状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

2 事業の内容及び営業の概況

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

2020年10月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

基本的性格	本数（本）	純資産額の合計額（百万円）
単位型株式投資信託	49	78,815
追加型株式投資信託	714	16,924,703
株式投資信託 合計	763	17,003,518
単位型公社債投資信託	38	127,237
追加型公社債投資信託	14	1,437,527
公社債投資信託 合計	52	1,564,764
総合計	815	18,568,282

3 委託会社等の経理状況

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、当中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）は、改正府令附則第3条第1項ただし書きにより、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第61期事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。

また、第62期事業年度に係る中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

3. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

大和アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小倉 加奈子 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 間瀬 友未 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 深井 康治 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和アセットマネジメント株式会社（旧社名 大和証券投資信託委託株式会社）の2019年4月1日から2020年3月31日までの第61期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和アセットマネジメント株式会社（旧社名 大和証券投資信託委託株式会社）の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

(1) 貸借対照表

(単位:百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	28,489	2,741
有価証券	554	22,167
前払費用	214	205
未収委託者報酬	11,468	10,847
未収収益	98	63
その他	56	62
流動資産計	40,882	36,088
固定資産		
有形固定資産	※1	※1
建物	206	217
器具備品	10	7
無形固定資産	195	209
ソフトウェア	2,821	2,362
ソフトウェア仮勘定	2,804	2,028
投資その他の資産	17	333
投資有価証券	12,799	15,844
関係会社株式	8,493	9,153
出資金	1,836	3,972
長期差入保証金	183	183
繰延税金資産	1,070	1,069
その他	1,183	1,431
固定資産計	31	33
資産合計	15,827	18,424
	56,709	54,512

(単位:百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	75	69
未払金	8,548	7,573
未払収益分配金	15	14
未払償還金	40	39
未払手数料	4,610	3,988
その他未払金	※2 3,882	※2 3,530
未払費用	3,735	3,830
未払法人税等	726	656
未払消費税等	255	590
賞与引当金	725	688
その他	2	5
流動負債計	14,070	13,414
固定負債		
退職給付引当金	2,389	2,574
役員退職慰労引当金	103	88
その他	2	5
固定負債計	2,496	2,667
負債合計	16,567	16,082
純資産の部		
株主資本		
資本金	15,174	15,174
資本剰余金		
資本準備金	11,495	11,495
資本剰余金合計	11,495	11,495
利益剰余金		
利益準備金	374	374
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	13,052	11,749
利益剰余金合計	13,426	12,123
株主資本合計	40,096	38,793
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	46	△363
評価・換算差額等合計	46	△363
純資産合計	40,142	38,430
負債・純資産合計	56,709	54,512

(2) 損益計算書

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	76,052	69,550
その他営業収益	673	583
営業収益計	76,725	70,134
営業費用		
支払手数料	35,789	31,120
広告宣伝費	694	745
調査費	9,066	8,858
調査費	1,057	1,188
委託調査費	8,009	7,670
委託計算費	1,351	1,410
営業雑経費	1,557	1,770
通信費	228	240
印刷費	513	524
協会費	55	56
諸会費	13	13
その他営業雑経費	746	936
営業費用計	48,459	43,906
一般管理費		
給料	5,755	5,793
役員報酬	373	374
給料・手当	4,145	4,335
賞与	510	395
賞与引当金繰入額	725	688
福利厚生費	796	838
交際費	64	62
旅費交通費	178	154
租税公課	472	451
不動産賃借料	1,291	1,299
退職給付費用	374	368
役員退職慰労引当金繰入額	34	37
固定資産減価償却費	907	925
諸経費	1,819	1,770
一般管理費計	11,693	11,702
営業利益	16,572	14,525

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	38	912
投資有価証券売却益	215	214
有価証券償還益	133	24
その他	134	78
営業外収益計	521	1,230
営業外費用		
有価証券償還損	32	71
投資有価証券売却損	40	1
その他	60	54
営業外費用計	132	127
経常利益	16,961	15,629
特別損失		
システム刷新関連費用	-	537
投資有価証券評価損	-	48
関係会社整理損失	29	-
特別損失計	29	585
税引前当期純利益	16,931	15,043
法人税、住民税及び事業税	5,076	4,555
法人税等調整額	△15	△78
法人税等合計	5,060	4,477
当期純利益	11,870	10,566

(3) 株主資本等変動計算書

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金 資本準備金	利益剰余金 利益準備金	利益剰余金		
				その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	15,174	11,495	374	13,850	14,225	40,895
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	△12,669	△12,669	△12,669
当期純利益	-	-	-	11,870	11,870	11,870
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	△798	△798	△798
当期末残高	15,174	11,495	374	13,052	13,426	40,096

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	216	216	41,112
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	△12,669
当期純利益	-	-	11,870
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	△170	△170	△170
当期変動額合計	△170	△170	△969
当期末残高	46	46	40,142

当事業年度（自 2019年4月1日至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	15,174	11,495	374	13,052	13,426	40,096
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	△11,868	△11,868	△11,868
当期純利益	-	-	-	10,566	10,566	10,566
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	△1,302	△1,302	△1,302
当期末残高	15,174	11,495	374	11,749	12,123	38,793

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	46	46	40,142
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	△11,868
当期純利益	-	-	10,566
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	△410	△410	△410
当期変動額合計	△410	△410	△410
当期末残高	△363	△363	38,430

注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	8～18年
器具備品	4～17年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員・参与についても、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

4. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

5. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

6. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会

計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(未適用の会計基準等)

1. 収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

2. 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「受取配当金」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「営業外収益」の「その他」に表示していた172百万円は、「受取配当金」38百万円、「その他」134百万円として組替えております。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
建物	31百万円	34百万円
器具備品	264百万円	276百万円

※2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
未払金	3,788百万円	3,397百万円

3 保証債務

前事業年度 (2019年3月31日)

子会社である Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd. の債務 1,719 百万円に対して保証を行っております。

当事業年度 (2020年3月31日)

子会社である Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd. の債務 1,603 百万円に対して保証を行っております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	—	—	2,608
合計	2,608	—	—	2,608

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年6月25日 定時株主総会	普通株式	12,669	4,857	2018年 3月31日	2018年 6月26日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
2019年6月21日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- | | |
|-------------|------------|
| ① 剰余金の配当の総額 | 11,868百万円 |
| ② 配当の原資 | 利益剰余金 |
| ③ 1株当たり配当額 | 4,550円 |
| ④ 基準日 | 2019年3月31日 |
| ⑤ 効力発生日 | 2019年6月24日 |

当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	—	—	2,608
合計	2,608	—	—	2,608

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月21日 定時株主総会	普通株式	11,868	4,550	2019年 3月31日	2019年 6月24日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
2020年6月23日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- | | |
|-------------|------------|
| ① 剰余金の配当の総額 | 10,564百万円 |
| ② 配当の原資 | 利益剰余金 |
| ③ 1株当たり配当額 | 4,050円 |
| ④ 基準日 | 2020年3月31日 |
| ⑤ 効力発生日 | 2020年6月24日 |

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

証券投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、証券投資信託、株式であります。証券投資信託は事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式、子会社株式並びに関連会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式、子会社株式及び関連会社株式は発行体の信用リスクに晒されております。

未払手数料は証券投資信託の販売に係る代行手数料の未払額であります。その他未払金は主に連結納税の親会社へ支払う法人税の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に関する業務を委託したこと等により発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①市場リスクの管理

(i) 為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っております。

(ii) 価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

②信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照のこと）。

前事業年度（2019年3月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額(*1)	時価(*1)	差額
(1) 現金・預金	28,489	28,489	—
(2) 未収委託者報酬	11,468	11,468	—
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	8,380	8,380	—
資産計	48,338	48,338	—
(1) 未払手数料	(4,610)	(4,610)	—
(2) その他未払金	(3,882)	(3,882)	—
(3) 未払費用 (*2)	(2,805)	(2,805)	—
負債計	(11,298)	(11,298)	—

(*1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*2) 未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

当事業年度（2020年3月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額(*1)	時価(*1)	差額
(1) 現金・預金	2,741	2,741	—
(2) 未収委託者報酬	10,847	10,847	—
(3) 有価証券及び投資有価証券 有価証券	21,900	21,900	—
その他有価証券	8,754	8,754	—
資産計	44,243	44,243	—
(1) 未払手数料	(3,988)	(3,988)	—
(2) その他未払金	(3,530)	(3,530)	—
(3) 未払費用 (*2)	(2,889)	(2,889)	—
負債計	(10,408)	(10,408)	—

(*1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*2) 未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金・預金、並びに (2) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、証券投資信託については、基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項（有価証券関係）をご参照下さい。

負 債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金、並びに (3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
(1) その他有価証券 非上場株式	666	666
(2) 子会社株式及び関連会社株式 非上場株式	1,836	3,972
(3) 長期差入保証金	1,070	1,069

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度 (2019年3月31日)

(単位: 百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	28,489	-	-	-
未収委託者報酬	11,468	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	554	4,284	2,227	1,227
合計	40,512	4,284	2,227	1,227

当事業年度 (2020年3月31日)

(単位: 百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	2,741	-	-	-
未収委託者報酬	10,847	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	21,900 267	- 3,463	- 1,184	- -
合計	35,756	3,463	1,184	-

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度 (2019年3月31日)

子会社株式 (貸借対照表計上額 1,836百万円) は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度 (2020年3月31日)

子会社株式 (貸借対照表計上額 1,944百万円) 及び関連会社株式 (貸借対照表計上額 2,027百万円) は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度（2019年3月31日）

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
（1）株式	87	55	32
（2）その他	4,991	4,712	278
小計	5,079	4,767	311
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	3,301	3,560	△258
小計	3,301	3,560	△258
合計	8,380	8,328	52

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額 666百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度（2020年3月31日）

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
（1）株式	60	55	5
（2）その他	3,004	2,772	232
小計	3,064	2,827	237
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	27,589	28,354	△764
小計	27,589	28,354	△764
合計	30,654	31,181	△526

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額 666百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	389	86	-
(2) その他 証券投資信託	3,517	128	40
合計	3,907	215	40

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	-	-	-
(2) その他 証券投資信託	1,492	214	1
合計	1,492	214	1

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、該当事項はありません。

当事業年度において、証券投資信託について48百万円の減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、非積立型の確定給付制度（退職一時金制度であります）及び確定拠出制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,350百万円	2,389百万円
勤務費用	158	159
退職給付の支払額	△171	△183
その他	52	207
退職給付債務の期末残高	2,389	2,574

(2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	2,389 百万円	2,574 百万円
貸借対照表に計上された負債 と資産の純額	2,389	2,574
退職給付引当金	2,389	2,574
貸借対照表に計上された負債 と資産の純額	2,389	2,574

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
勤務費用	158 百万円	159 百万円
その他	41	27
確定給付制度に係る退職給付費用	199	187

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度174百万円、当事業年度181百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	731	788
システム関連費用	170	198
賞与引当金	182	177
未払事業税	141	129
出資金評価損	94	94
投資有価証券評価損	32	47
その他	240	399
繰延税金資産小計	1,592	1,835
評価性引当額	△164	△173
繰延税金資産合計	1,428	1,661
繰延税金負債		
連結法人間取引（譲渡益）	△159	△159
その他有価証券評価差額金	△85	△71
繰延税金負債合計	△244	△230
繰延税金資産の純額	1,183	1,431

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度（2019年3月31日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

当事業年度（2020年3月31日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍証券投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の子会社

前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	(所有) 直接100.0	経営管理	債務保証 (注1)	1,719	—	—
子会社	Daiwa Portfolio Advisory (India) Private Ltd.	India	1,207	金融商品取引業	(所有) 直接91.0	経営管理	有償減資 (注2)	3,293	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) シンガポール通貨庁 (MAS) に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及びMASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。

(注2) 当該子会社における株主総会決議及びインド会社法法廷の承認に基づき払戻しを受けております。

当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	(所有) 直接100.0	経営管理	債務保証 (注)	1,603	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁 (MAS) に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及びMASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注1)	科目	期末残高 (百万円) (注1)
同一の親会社をもつ会社	大和証券(株)	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	—	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料 (注2)	19,975	未払手数料	3,400
同一の親会社をもつ会社	㈱大和総研ビジネス・イノベーション	東京都江東区	3,000	情報サービス業	—	ソフトウェアの開発	ソフトウェアの購入 (注3)	1,052	未払費用	173
同一の親会社をもつ会社	大和プロパティ(株)	東京都中央区	100	不動産管理業	—	本社ビルの管理	不動産の賃借料 (注4)	1,063	長期差入保証金	1,055

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注3) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

(注4) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注1)	科目	期末残高 (百万円) (注1)
同一の親会社をもつ会社	大和証券(株)	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	—	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料 (注2)	16,953	未払手数料	2,984
同一の親会社をもつ会社	㈱大和総研ビジネス・イノベーション	東京都江東区	3,000	情報サービス業	—	ソフトウェアの開発	ソフトウェアの購入 (注3)	1,031	未払費用	224
同一の親会社をもつ会社	大和プロパティ(株)	東京都中央区	100	不動産管理業	—	本社ビルの管理	不動産の賃借料 (注4)	1,061	長期差入保証金	1,054

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注3) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

(注4) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社大和証券グループ本社（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

（1株当たり情報）

前事業年度 （自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）		当事業年度 （自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）	
1株当たり純資産額	15,389.06円	1株当たり純資産額	14,732.52円
1株当たり当期純利益	4,550.81円	1株当たり当期純利益	4,050.66円

（注1）潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

（注2）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 （自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）	当事業年度 （自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
当期純利益（百万円）	11,870	10,566
普通株式の期中平均株式数（株）	2,608,525	2,608,525

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2020年11月20日

大和アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	間瀬 友未	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	深井 康治	印

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和アセットマネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第62期事業年度の中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、大和アセットマネジメント株式会社の2020年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得

て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位:百万円)

		当中間会計期間 (2020年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金		2,811
有価証券		12,910
未収委託者報酬		11,357
その他		360
流動資産合計		27,439
固定資産		
有形固定資産	※1	226
無形固定資産		
ソフトウェア		1,720
その他		687
無形固定資産合計		2,408
投資その他の資産		
投資有価証券		10,638
関係会社株式		3,972
繰延税金資産		1,053
その他		1,286
投資その他の資産合計		16,951
固定資産合計		19,586
資産合計		47,025

(単位:百万円)

当中間会計期間
(2020年9月30日)

負債の部	
流動負債	
未払金	5,860
未払費用	3,365
未払法人税等	594
賞与引当金	571
その他	※2 608
流動負債合計	11,000
固定負債	
退職給付引当金	2,609
役員退職慰労引当金	110
その他	4
固定負債合計	2,724
負債合計	13,724
純資産の部	
株主資本	
資本金	15,174
資本剰余金	
資本準備金	11,495
資本剰余金合計	11,495
利益剰余金	
利益準備金	374
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	5,784
利益剰余金合計	6,158
株主資本合計	32,828
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	472
評価・換算差額等合計	472
純資産合計	33,301
負債・純資産合計	47,025

(2) 中間損益計算書

(単位:百万円)

		当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
営業収益		
委託者報酬		31,426
その他営業収益		214
営業収益合計		31,641
営業費用		
支払手数料		13,509
その他営業費用		5,825
営業費用合計		19,334
一般管理費	※ 1	5,708
営業利益		6,597
営業外収益	※ 2	239
営業外費用	※ 3	156
経常利益		6,679
特別利益		—
特別損失		—
税引前中間純利益		6,679
法人税、住民税及び事業税		2,071
法人税等調整額		8
中間純利益		4,599

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		利益剰余金 合計	
		資本準備金	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金		
当期首残高	15,174	11,495	374	11,749	12,123	38,793
当中間期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	△10,564	△10,564	△10,564
中間純利益	-	-	-	4,599	4,599	4,599
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当中間期変動額合 計	-	-	-	△5,965	△5,965	△5,965
当中間期末残高	15,174	11,495	374	5,784	6,158	32,828

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△363	△363	38,430
当中間期変動額			
剰余金の配当	-	-	△10,564
中間純利益	-	-	4,599
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）	836	836	836
当中間期変動額合 計	836	836	△5,128
当中間期末残高	472	472	33,301

注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～18年
器具備品	4～17年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年間)に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員・参与及び上席参事についても、当社の退職金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

4. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

5. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

6. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

（追加情報）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

（中間貸借対照表関係）

※1 減価償却累計額

	当中間会計期間 (2020年9月30日現在)
有形固定資産	316百万円

※2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

3 保証債務

当中間会計期間（2020年9月30日現在）

子会社であるDaiwa Asset Management (Singapore) Ltd. の債務1,623百万円に対して保証を行っております。

（中間損益計算書関係）

※1 減価償却実施額

	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
有形固定資産	11百万円
無形固定資産	327百万円

※2 営業外収益の主要項目

	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
投資有価証券売却益	203百万円

※3 営業外費用の主要項目

	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
為替差損	63百万円
有価証券償還損	46百万円
投資有価証券売却損	33百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項 (単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	—	—	2,608
合計	2,608	—	—	2,608

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月23日 定時株主総会	普通株式	10,564	4,050	2020年3月31日	2020年6月24日

(金融商品関係)

当中間会計期間 (2020年9月30日)

金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下、「時価算定適用指針」という。)第26項に従い経過措置を適用した有価証券、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット

以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
 レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
 時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって中間貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	中間貸借対照表計上額(*1)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 (※1)	60			60
資産合計	60			60

(※1) 時価算定適用指針第26項に従い経過措置を適用し、有価証券410百万円、投資有価証券9,911百万円は上記の表に含めておりません。

(2) 時価をもって中間貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、コマーシャル・ペーパー、未払金及び未払費用は、短期間(1年以内)で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

株式は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル1に分類しております。なお、時価算定適用指針第26項に従い経過措置を適用している有価証券は、公表されている基準価格によっていることからレベルを付しておりません。保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項(有価証券関係)をご参照下さい。

(注2) 市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中の投資有価証券には含めておりません。

(単位：百万円)

区分	当中間会計期間
非上場株式等	666
子会社株式	1,944
関連会社株式	2,027

(有価証券関係)

当中間会計期間(2020年9月30日)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式(中間貸借対照表計上額 1,944百万円)及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額 2,027百万円)は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2. その他有価証券

	中間貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
(1) 株式	60	55	5
(2) その他	7,989	7,141	847
小計	8,049	7,196	852
中間貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
その他	14,833	15,006	△173
小計	14,833	15,006	△173
合計	22,882	22,203	679

(注) 非上場株式(中間貸借対照表計上額 666百万円)については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	
1株当たり純資産額	12,766.41円
1株当たり中間純利益	1,763.16円

(注1) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下の通りであります。

当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	
中間純利益(百万円)	4,599
普通株式に係る中間純利益(百万円)	4,599
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—
普通株式の期中平均株式数(株)	2,608,525

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 利害関係人との取引制限

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の実取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。
- ④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 その他

a. 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

- ① 2020年2月17日付で、Daiwa Capital Management Silicon Valley Inc. への出資を行い、当該会社を子会社といたしました。
- ② 2020年4月1日付で、定款について次の変更をいたしました。
 - ・ 商号の変更（大和アセットマネジメント株式会社に変更）

b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

追加型証券投資信託

(ダイワ／モルガン・スタンレー世界新興国株ファンド)

約 款

大和アセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第22条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長をめざして運用を行いません。

2. 運用方法

(1) 投資対象

次の各ファンドの受益証券（振替受益権を含みます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

1. ダイワ・東アジア新興国株ファンド（適格機関投資家限定）の受益証券
2. インド株ファンド（適格機関投資家限定）の受益証券
3. ラテン・アメリカ新興国株ファンド（適格機関投資家限定）の受益証券
4. 欧州／中東／アフリカ新興国株ファンド（適格機関投資家限定）の受益証券

(2) 投資態度

- ① 主として新興国の株式を主要投資対象とする複数の投資信託証券（「投資対象ファンド」といいます。以下同じ。）に投資することにより、信託財産の成長をめざします。
- ② 投資対象ファンドは、以下のファンドとします。
 - ・ダイワ・東アジア新興国株ファンド（適格機関投資家限定）
 - ・インド株ファンド（適格機関投資家限定）
 - ・ラテン・アメリカ新興国株ファンド（適格機関投資家限定）
 - ・欧州／中東／アフリカ新興国株ファンド（適格機関投資家限定）
- ③ M S C I エマージング・マーケット・インデックス（税引後配当込み、円換算ベース）をベンチマークとします。ただし、ベンチマークに対して一定の投資成果をあげることを保証するものではありません。株式市場の構造変化等によっては、ベンチマークを見直すことがあります。
- ④ 各地域別の投資配分について、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社より助言を受け、各投資対象ファンドへの投資配分を決定します。
- ⑤ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資制限
株式への直接投資は、行ないません。
- ② 投資信託証券への投資制限
投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ③ 同一銘柄の投資信託証券への投資制限
同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。
ただし、約款または規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが定められている同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%を超えることができるものとします。
- ④ 外貨建資産への投資制限
外貨建資産への直接投資は、行ないません。

3. 収益分配方針

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、基準価額の水準およびポートフォリオの流動性等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
- ③ 留保益は、上記「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

追加型証券投資信託
(ダイワ／モルガン・スタンレー世界新興国株ファンド)
約 款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第 1条 この信託は、証券投資信託であり、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

(信託の目的および金額)

第 2条 委託者は、金1,500億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第 3条 委託者は、受託者と合意のうえ、3,500億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行なわれたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 4条 この信託の期間は、信託契約締結日から2021年4月16日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第 5条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第 6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第 7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1,500億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第 8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第 9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託の受益権は、2007年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受け、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といい

ます。) および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。
- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の2006年12月29日現在のすべての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が2007年1月4日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して2007年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券にかかる受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する第一種金融商品取引業者(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下「指定販売会社」といいます。)に当該申請の手続を委任することができます。

(受益権の設定にかかる受託者の通知)

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 指定販売会社は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として指定販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。ただし、指定販売会社と別に定める積立投資約款に従い積立投資契約を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金(第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、指定販売会社は、別に定める取引所または銀行のいずれかの休業日と同じ日付の日を取得申込受付日とする受益権の取得申込の受付を行ないません。
- ④ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益証券の価額は、1口につき1円に、指定販売会社が別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑤ 前項の規定にかかわらず、受益者が積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第33条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。)等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変

更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等)が発生し、委託者が追加設定を制限する措置をとった場合には、指定販売会社は、取得申込の受付を中止することができるほか、すでに受け付けた取得申込を取消することができるものとします。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第15条 (削 除)

第16条 (削 除)

第17条 (削 除)

第18条 (削 除)

(投資の対象とする資産の種類)

第19条 この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. 約束手形

ハ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第20条 委託者は、信託金を、次の第1号から第4号までに掲げる証券投資信託の受益証券(以下総称して「投資信託証券」といいます。受益証券は振替受益権を含みます。以下同じ。)、ならびに次の第5号および第6号に掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図することができます。

1. ダイワ・東アジア新興国株ファンド(適格機関投資家限定)の受益証券

2. インド株ファンド(適格機関投資家限定)の受益証券

3. ラテン・アメリカ新興国株ファンド(適格機関投資家限定)の受益証券

4. 欧州/中東/アフリカ新興国株ファンド(適格機関投資家限定)の受益証券

5. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

6. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

(受託者の自己または利害関係人等との取引)

第21条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第24条において同じ。）、第24条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第19条および第20条に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行なうことができます。

② 前項の取扱いは、第28条から第30条までにおける委託者の指図による取引についても同様とします。

(運用の基本方針)

第22条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行いません。

(同一銘柄の投資信託証券への投資制限)

第23条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券で、その約款または規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが定められているもの時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の50を超える投資の指図をすることができるものとします。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第23条の2 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(信託業務の委託等)

第24条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限り、）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存にかかる業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第25条 (削 除)

(混蔵寄託)

第26条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第27条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第28条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第29条 委託者は、前条の規定による売却等代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第30条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第31条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第32条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第33条 この信託の計算期間は、毎年4月19日から翌年4月18日までとします。ただし、最終計算期間は、2020年4月19日から2021年4月16日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

(信託財産に関する報告)

第34条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用および監査報酬)

第35条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

（信託報酬等の額および支弁の方法）

第36条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第33条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の101.5の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6カ月終了日（6カ月終了日が休業日の場合には、翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第37条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第38条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし）に支払います。なお、2007年1月4日以降においても、第40条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に支払われます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとし、当該取得申込により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

- ④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。

- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行なうものとし、

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第39条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については前条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金および償還金の時効)

第40条 受益者が、収益分配金については第38条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については第38条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第41条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を1口単位として指定販売会社が定める単位(積立投資契約にかかる受益権については、1口の整数倍とします。)をもって、委託者に一部解約請求をすることができます。

② 委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、委託者は、別に定める取引所または銀行のいずれかの休業日と同じ日付の日を一部解約請求受付日とする一部解約請求の受付を行いません。なお、前項の一部解約請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

④ 2007年1月4日以降の信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、2007年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約請求で、2007年1月4日以前に行なわれる当該請求については、振替受益権となるのが確実な受益証券をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等)が発生した場合には、第1項による一部解約請求の受付を中止することができます。

⑥ 前項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第41条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

(信託契約の解約)

第42条 委託者は、信託期間中において、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第43条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第44条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第45条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第46条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定に従い、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第47条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第48条 第42条の規定に従い信託契約の解約を行なう場合または前条の規定に従い信託約款の変更を行なう場合において、第42条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第48条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(信託期間の延長)

第49条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第50条 委託者が受益者に対してする公告は、2008年6月30日までは日本経済新聞に掲載し、2008年7月1日以降は電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.daiwa-am.co.jp/>

- ② 2008年7月1日以降において、前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第51条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第 1条 この約款において「積立投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「積立投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「積立投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第 2条 第38条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第 3条 2006年12月29日現在の信託約款第10条、第11条、第13条（受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続）から第18条（受益証券の再交付の費用）の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

2006年 4月19日

委託者 大和アセットマネジメント株式会社

受託者 三井住友信託銀行株式会社

I 別に定める取引所または銀行

約款第12条および第41条の「別に定める取引所または銀行」とは、次のものをいいます。

韓国取引所
台湾証券取引所
インドの金融商品取引所
ニューヨーク証券取引所
サンパウロ証券取引所
ヨハネスブルグ証券取引所
ニューヨークの銀行